

◎議 事 日 程（第 2 号）

令和元年 6 月 4 日（火曜日）午前 9 時 30 分 開議

日程第 1 一般質問

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（18名）

1 番	馬 渕 紀 明 君	2 番	石 崎 誠 子 君
3 番	佐 藤 信 男 君	4 番	竹 村 仁 司 君
5 番	高 松 幸 雄 君	6 番	吉 川 三 津 子 君
7 番	原 裕 司 君	8 番	近 藤 武 君
9 番	神 田 康 史 君	10 番	島 田 浩 君
11 番	杉 村 義 仁 君	12 番	鬼 頭 勝 治 君
13 番	鷺 野 聰 明 君	14 番	山 岡 幹 雄 君
15 番	大 宮 吉 満 君	16 番	加 藤 敏 彦 君
17 番	真 野 和 久 君	18 番	河 合 克 平 君

◎欠 席 議 員（なし）

◎地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日 永 貴 章 君	副 市 長	鈴 木 睦 君
教 育 長	平 尾 理 君	会計管理者兼 会 計 室 長	加 納 敏 夫 君
総 務 部 長	奥 田 哲 弘 君	企画政策部長	宮 川 昌 和 君
産 業 建 設 部 長	山 田 哲 司 君	教 育 部 長	大 鹿 剛 史 君
市 民 協 働 部 長	渡 辺 弘 康 君	上 下 水 道 部 長	鷺 野 継 久 君
消 防 長	横 井 利 幸 君	健康福祉部長兼 福 祉 事 務 所 長	伊 藤 裕 章 君
子育て支援事業 担 当 部 長 兼 児 童 福 祉 課 長	中 野 悦 秀 君		

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	服 部 徳 次	議 事 課 長	大 野 敦 弘
書 記	猪 飼 隆 善	書 記	近 藤 泰 史

午前 9 時30分 開議

○議長（鷺野聰明君）

おはようございます。

本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第 1 ・一般質問

○議長（鷺野聰明君）

日程第 1 ・一般質問を行います。

一般質問は、質問順位に従いまして順次許可することにいたします。

最初に、質問順位 1 番の17番・真野和久議員の質問を許します。

真野和久議員。

○17番（真野和久君）

おはようございます。

それでは、1 番目ですけれども、私の質問をしたいと思います。

今回の 6 月議会では、大きく 2 点について質問を行います。

1 つは、愛西市の公共施設等総合管理計画とその個別計画について、それから 2 点目として、交通安全対策についてお尋ねをいたします。

まず 1 点目の愛西市公共施設等総合管理計画とその個別施設計画について、お尋ねをしたいと思います。

今年度中に、愛西市はそれぞれの施設の個別計画を策定することが予定されています。

愛西市にはさまざまな公共施設がありますが、合併後、特に最近になって、公共施設については新庁舎の建設、また支所の縮小と改修、体育館や図書館、文化会館などの指定管理、障害者施設の民間移譲などを進めてきました。

また今、立田・八開地区の学校統合や佐屋北保育園の廃止、また永和保育園の民間移譲などが進められようとしています。

公共施設は、自治体が市民の皆さんに公共サービスを提供する場として、特に文化面や、また健康面などを含めたさまざまなサービスを提供する場として非常に重要なものであります。

もちろん、施設の運営については効率的な運営が求められるわけではありますが、しかし、この効率化は本来市民の皆さんが利用しやすくするためのものであり、市民に負担を押しつけ、また地方公共団体、行政としての公共サービスの責任を放棄するような現在の市の方針については大変問題だと考えます。

そうした立場から、今回の質問を行っていきます。

現在、今年度中に策定される予定の個別施設計画、これについては公共施設だけではなくて、

道路や橋などのさまざまな施設も含まれるわけでありますが、主に公共施設についてお尋ねをいたします。

この個別施設計画の内容については、具体的にどのようなものになるのか。

また、調査の方法、例えば棟や建物ごとか、また劣化の調査の有無や費用の算定などはどうか、さらに方針の出し方、長寿命化なのか、保守点検をあらかじめやるのか、建てかえをするのか、一部廃止や統廃合などをどうするのかについてをお尋ねします。

また、当然個別の施設計画に関しては、他の方針で統廃合や移管などが予定、検討されている施設などもありますが、そうした施設で計画から除外されるものがないかお尋ねをします。

2つ目として、総合管理計画の変更についてです。

個別施設計画の中で、状況等の変化により、総合計画の方針などの変更がないかについてお尋ねをします。さらには今後の事業として、個別施設計画の作成後、維持管理や長寿命化等、具体的にどのように進めていくのかをお尋ねしたいと思います。

次に、2点目の交通安全対策についてであります。

この5月8日、大津市で起きた散歩中の保育園児を巻き込んだ交通事故がありました。

信号待ちをしていた保育園児と保育士に軽乗用車が突っ込み、園児2人が亡くなるという大変ショックな出来事でした。事故で亡くなった園児の御冥福をお祈りするとともに、けがをされた園児、または保育士さんの回復を切に願うものであります。

そこで、この事故では、改めて保育園や学校、行政などが交通安全対策を見直す必要を示していると思います。そして、日ごろの注意だけでは解決ができない構造的な問題も含んでいると思われまます。

日本は欧米に比べて、歩行者や自動車が巻き込まれる事故が大変多い状況があります。大体、多くても2割から3割である欧米に比べても、日本の事故の中で半分を超えるのが歩行者、自転車を巻き込んだ事故であります。こうした車と歩行者、自転車などとの安全なすみ分けが進んでいない。また、生活区域での時速制限や歩行者優先などの政策的な対策が必要なことを切に感じるものであります。

そうした中で、以下の質問をしてみたいと思います。

まず第1点目としては、保育園等の現在の散歩等の移動の現状についてであります。

市内の乳幼児施設の散歩等の状況と、それについての調査はどうなっているのか、また学童クラブ等の外出についてはどうなっているか、それらの対策について、どうなっているかについてお尋ねします。

さらに、学校等だけではなくて、市内の交通安全上の危険箇所について、把握している危険箇所はどのくらいあるのか、またその中で、学校での調査で出されているものを含めてどのくらいかについてお尋ねをします。そして、そうしたものに対する対応についてお尋ねをします。

以上、最初の質問として、答弁をよろしくお願いいたします。

#### ○総務部長（奥田哲弘君）

私からは1点目の個別施設計画について御答弁をさせていただきます。

平成29年1月に愛西市公共施設等総合管理計画を策定いたしました。

その方針のもとに、個別施設計画を策定する予定でございます。

計画の内容でございますが、平成25年11月に国が示したインフラ長寿命化基本計画の中で、策定における基本項目が6点ございまして、1点目として対象施設、2点目、計画期間、3点目、対策の優先順位の考え方、4点目、個別施設の状態等、5点目、対策内容と実施時期、6点目、対策費用、以上の項目を基本として策定することとされております。

調査の方法でございますが、劣化状況等の調査につきましては建物ごとで行います。

方針の出し方としましては、劣化状況のほか、施設が果たしている役割、機能、利用状況、重要性等を総合的に判断し、施設ごとで方針を出すこととなります。

また、他の方針で統廃合等が予定、検討されている施設につきましても、個別施設計画を策定することとしておりますが、内容としては総合管理計画及び他の方針内容を踏まえ検討をいたします。

2点目の方針の変更についてでございますが、総合管理計画の計画期間は、平成29年度から令和13年度までの15年間であり、5年ずつの3期に分けて、それぞれの期間の進捗状況を踏まえ、必要な改善、見直しを行っていくこととしております。したがって、状況の変化によっては、その内容を踏まえて変更することもあるかと考えています。

3点目の今後の事業の進め方につきましては、個別施設計画作成後は、点検、診断を定期的実施するとともに、適切な時期に大規模改修を実施するなど、予防保全型の維持管理に努めてまいります。

私からは以上でございます。

#### ○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

私からは2点目の交通安全対策のうち、保育園等の移動の現状についてお答えさせていただきます。

保育園などの多くが、気分転換や交通ルールの勉強のため散歩を行っています。また、出かける保育所等につきましても、年数回の保育所等から春と秋の季節のよいころに週1回程度行う保育所など、さまざまでございます。また、児童クラブにつきましても、隣接する小学校や公園へ出かけております。

保育所などには、園外での活動の際の移動経路の安全性や職員の体制などの再確認をしていただき、危険箇所があれば児童福祉課へ連絡していただくようお願いしております。以上でございます。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

交通安全上の危険箇所について答弁させていただきます。

毎年、学校、教育委員会、道路管理者とで、通学路の安全を確保するため合同点検を行っています。

平成30年度においては、点検箇所として65カ所が出されました。合同点検の結果、対策が必要とされたものについては関係機関により対策の実施を行っています。以上でございます。

○17番（真野和久君）

それでは、最初に1点目から再質問を行います。

総合管理計画、または個別管理計画の問題についてであります。今個別計画を作成している最中だと思いますけれども、この計画作成に当たって、総合管理計画の中では大体おおよその目視などを含めた状況を見ながら、いわゆる計算式に従って費用などを、あるいは改修の年などを計算しながら、おおよその愛西市の施設等の費用について計算をして計画を出してきているというふうにも思うわけですが、こうした個別計画を作成するに当たっては、実際にコンクリートなどの老朽化検査などを行った施設がどのぐらいあるのかについてお尋ねします。

これまで予算としては、佐屋中校舎など出てきているものもありますけれども、大体どのぐらいあって、その中でどのぐらいをやったのかについて、まずはお尋ねします。

○総務部長（奥田哲弘君）

総合管理計画の策定後であります平成29年度以降に行った検査でございますが、健全度調査として、平成29年度に佐屋デイサービスセンター、佐屋老人福祉センターでございます湯の花の里、平成30年度に佐屋中学校、消防本部を実施してございます。以上でございます。

○17番（真野和久君）

実際のところは、今の答弁にあるように、健全度調査をやったのは湯の花の里とそれから消防署、それから佐屋中の校舎ぐらいで、それ以外についてはこれから当然改修の時期を踏まえてやっていくのかもしれませんが、こうした個々の施設の詳しい調査や検査というのは、どういう時期に行っていく考えなのかお尋ねします。

○総務部長（奥田哲弘君）

長寿命化を踏まえた健全調査といたしましては、鉄筋コンクリート造など、標準耐用年数を60年としている施設につきましては、半期に当たる30年経過時が一つの目安とされています。

本市といたしましては、具体的な時期についての指針を定めてはいませんが、調査に要する費用やそれぞれの施設の用途、状態等を勘案し、今後行っていきたいと考えております。以上です。

○17番（真野和久君）

それでは、そうした状況を見ながらというか状態を見ながらというような答弁でありましたけれども、実際に今後、先ほどの最初の答弁にもありましたが、改修時期等について、今後総合計画の中でうたわれてきたさまざまな施設に対して、個別の計画の中ではどんな施設を対象とするのか、また個別施設の状態、対策内容と実施時期、それから費用などを基本として策定するということが個別計画を作成しているわけですので、そういう中でいうと、実際の費用等、つまりどういうふうに具体的に改修をするのか、また大規模改修をするのか、例えば建てかえるのか。そうした費用の見積もりを実際にやっていこうと思うと、かなり具体的な健全度調査等をやらなければいけないと思うんですけれども、そうしたことというのは、こうした今の質問の中で言いましたけれども、時期等というのは具体的に個別計画の中には出てくるのかどう

かお尋ねします。

○総務部長（奥田哲弘君）

個別施設計画では、まず施設の方向性として、現状維持、規模の見直し、集約、複合化、廃止などを判断した上で、その方向性に基づいて修繕計画を検討してまいりますので、その都度検討することになるかと思えます。以上です。

○17番（真野和久君）

ということは、個別計画の中でも、具体的に何年度にこれを調査するというようなことは残念ながら含まれないということでしょうか。

○総務部長（奥田哲弘君）

議員のおっしゃるとおりでよろしいかと思えます。

○17番（真野和久君）

そうなってくると、実際の問題として、例えば総合計画の中にある維持管理費29億円、これは愛西市の財政状況の推測の中から多分出てきているかと思えますけれども、それに基づく財政状況、維持管理費29億円に基づいて、床面積の30%削減というのが総合計画の中で目安とされているわけですが、こうした目安についても、現実の問題としてずれてくるのではないかと思うんですが、その点の見解を求めます。

○総務部長（奥田哲弘君）

先ほど申し上げました修繕計画につきましては、劣化度調査や建築からの経過年数をもとに優先順位を検討し、修繕工事が同時期に偏ることがなく財政的な見通しを考慮し立てるべきものと考えております。

したがって、議員が今おっしゃられましたような、総合管理計画の中で30%減という数字につきましては、それは施設の方向性を判断する中での数字でございますので、詳しい調査による結果は修繕経過や優先順位に反映され、結果として維持管理費がずれていくということもあり得るのかなと考えております。以上です。

○17番（真野和久君）

ということで、当然、維持管理費等はずれてくるというのはわかるんですけれども、そうした例えば床面積の30%削減というのが掲げられていますが、費用の算定に基づいてね。今の質問としては、30%の指標そのものが実際にはずれてくることはないですか。

○総務部長（奥田哲弘君）

冒頭の御答弁でも申し上げましたが、30年後の数値を示しています。

当然、今後見直しをしていきますので、その中で変わるということはあるかと思えます。以上です。

○17番（真野和久君）

いわゆる30%削減が目標というわけではなくて、状況を見ながらそうしたものが変わってくるといってよろしいでしょうか。

○総務部長（奥田哲弘君）

国の方針としまして、金額算定から30%の数字が決まってきていると認識をしております。したがって、今後の状況によって、愛西市の状況がございませぬ。それによって、30%の数字が変わるということは当然あり得る。検討の内容次第ではございませぬが、あり得るとは考えております。以上です。

○17番（真野和久君）

そうしたことで、わかりました。

やはり、いわゆる数値目標的に30%というのに固執して、そうした中で例えば施設の統廃合を考えていくということではないということで、実際の問題として、利用状況やさまざまな問題を勘案しながら、そうした中で削減していくものであるということによろしいというふうに思います。

そうした中で、当然先ほどにもありましたけれども、管理計画以外の方針も含めて、それぞれの施設の改修や修繕等の具体的な計画が立てられるということで、また予算等を鑑みながら費用の平準化等を考えながらやられていくというふうに、先ほど答弁がありました、その中でも実際に具体的に今後の方針として、例えば基本的には5年ごとのローリングでやっていくということもあるので、今後の15年、あるいは直近の5年間の中で、具体的に今修繕計画やまたは大規模改修や廃止等、そうしたことが出されてくるものは、今検討されているものとしてはどんなものがあるのかについてお尋ねをします。

○総務部長（奥田哲弘君）

全体的なお話としてさせていただきますが、標準耐用年数が60年の施設を80年以上の使用を目指し長寿命化する場合は、一般的に建築から20年、60年で予防保全の修繕、40年で大規模修繕を行います。

今後、施設の方向性が決まりましたら、長寿命化の施設については、その時期を踏まえて修繕計画を行うこととなりますので、現時点でどの施設をどのように計画ということは、そこまで至っておりませぬ。以上でございます。

○17番（真野和久君）

ということは個別計画が実際に出てきても、先ほどから答弁にもありました、これから実際に状況を調査しながら、それぞれの施設についてどうしていくのかについて出てくるということなんでしょうか。

○総務部長（奥田哲弘君）

先ほど来申し上げさせていただいておりますが、施設におきましては、まずその施設が現状維持すべき施設なのか、それとも規模を見直すべき施設なのか、例えば廃止も含めてです。そういった検討が一番重要なことになるのかな。そういった方針を定めていくための個別計画と考えておりますので、先ほど来申し上げております30年のこともそうですが、そういった計画の中で見直すこともあるやもしれないという形で、今現在は、もとの計画である30%削減に向けて、市としては計画を進めていくということには変わりございませぬ。以上でございます。

○17番（真野和久君）

ただ、そういうふうに言われますけれども、実際に具体的にこれからどう進めていくかということがやはり問われるわけで、実際これまで、個別施設計画を出す前から、障害者施設等は民間移譲という形をされました。そういったこともあるわけで、実際に個別計画を含めたさまざまな方針の中で、それぞれの施設をどうするかということは、当然この15年、総合管理計画の15年の中でも具体的に今進んできている現状の中で、これまでにやってきたやつはやってきたよと、今後についてはこれからまた検討するよということなのか。そうした中でいうとやはり平準化の問題が出てくるわけですから、やはり現段階でそうしたものを具体的に考えていく必要はあると思うんですね。

というか、考えてみえるとは思いますが、そういったところについて、今出せるものはないということですか。それとも全くこれから個別計画をつくってから、もう一遍新たに検討するんですか。

#### ○総務部長（奥田哲弘君）

この個別計画、あくまでも施設のあり方、その施設をどう経費を見ながら管理していくという計画になります。

一方、それぞれのもとの施設、それは各方針・プラン、例えば見直し、それぞれ福祉サイドにしろ、いろんな教育サイドでも検討しておみえになります。いろんな分野でそれぞれの計画の中で、その施設のあり方というのをまた一方で決める。

一方で、私どもの決める計画は、その施設をそのままあるとして、どのように修繕をしていくか。その辺のすみ分けというのはされるべきではないのかなと。全てを個別計画の中で30年間施設を残しますよという方針までなかなか決めにくい。ほかの方針等もございますので、その辺をバランスよく計画していくべきものではないかなと考えております。

#### ○17番（真野和久君）

当然そうしたことはさまざまな要因があるとは思いますが、ただ、やはり実際に例えば修繕をしていくということになってくると、費用的な問題というのは当然出てきます。その中では、例えば幾らかかるかというのを具体的に検討していく場合には、さまざまな調査等も実際にやっていかなきゃいけないわけで、そうしたことをやろうと思えば、突然方針が出たから今からやりますという話にはならないと思うんで、その点をやはり、もう少し具体化してもらえるといいかなというふうに思います。

では、なかなか具体的な話が出てこないんで、ちょっと幾つかの点についてだけ質問をいたしますけれども、例えば今課題となっております消防署の改修や建てかえ、また、どういうふうになっていくのかよくわからない佐織保育園の問題、それから学校施設の改修等について、一体現状どこまで検討されているかについてお尋ねをしたいというふうに思います。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは、私からお答えをさせていただきます。

まず消防署につきましては、前年度健全度調査を実施させていただきました。その結果を踏まえて、今後どのように大規模改修をするのか、建てかえをするのか等を現在検討している状

況でございます。

また次に、佐織保育園につきましては、今までの経緯を踏まえて、今の状況で進めるのか、その後どうするのか、今後検討していかなければならないというふうに考えております。

あと、佐屋中学校につきましても、消防署同様に健全度調査を実施させていただきました。その結果を踏まえて、今後の対応を考えていく、今検討している状況でございます。

あと、ほかの施設につきましても、先ほども部長から答弁をさせていただきましたが、標準耐用年数の問題と、あと見た目、内部の状況等、やはり職員が個々に目視等をして適宜改修等はさせていただいておりますけれども、やはりかなり老朽化した施設、市内かなりの数を有しております。今後これら等について、どのように修繕をしていくのか、大規模改修をするのか、建てかえをするのか、検討していかなければならないというふうに考えております。

また、個別計画につきましては、今後各担当から個別計画が策定をされてまいります。それぞれ現在は必要な、活用している施設であっても、今後15年、30年先、どのような活用をしていくのかしっかりと見通して、用途変更も踏まえて十分に検討していく必要があるというふうに思っております。

私からは以上でございます。

#### ○17番（真野和久君）

ということで、実際、今年度出てきます個別計画の中では、具体的な方針ということはまだなかなか出てこない、実際に。そうなってくると本当に費用の問題とか、それから改修時期の問題とかというのは、まだまだこれからということがわかりました。

そうした中で、今後の施設の計画の中では、やはりそうしたことをできるだけ早く、むしろそういったことを計画的にちゃんと検討しながら、調査をどの建物は何年度にやるのかということを含めて、あるいはその中でどういうふうに長寿命化、あるいは予防保全をやっていくのかについての、具体的な時期を、全体的な計画を、本来しっかりと立てていくことが必要ではないかというふうに考えます。

やはり、先ほどの答弁の中でもできるだけ予算等を平準化しながらやっていく必要もあるわけですし、そうした中で手おくれだったじゃあ困ってしまうわけですから、そういったことの具体的な状況、検討というのを今後やっていくのかについてはどうでしょうか。

#### ○総務部長（奥田哲弘君）

議員おっしゃられましたとおり、当然そういった目標のために計画をつくるという意識をしておりますので、今後いろいろ進めていきたいと考えております。以上です。

#### ○17番（真野和久君）

当然、この施設計画以外のさまざまな方針等もあるので、そういったものも当然考えていくことだろうとは思いますが、やはりできるだけ早く全体的な、本来愛西市としてどのぐらいのお金が今後かかってくるのかについて、しっかりと検討していただきたいというふうに思います。

と同時に、やはりそうした施設の統廃合、施設の改修を考える場合には、やはり多くの市民

の皆さんの声や利便性等をしっかりと踏まえながら、反映して改修をしていただきたいというふうに思います。

やはり単に保全をするだけではなくて、古い施設であればバリアフリーの問題とかそうした問題もさまざまあるわけで、そうしたことも当然視野に入っているとは思いますが、そういう点もしっかりと検討する場合には、利用者の声を踏まえてやっていただきたいというふうに思います。

あと最後に、先ほど市長の答弁の中で、消防署についても佐織保育園についても佐屋中についても、これから検討しますという話でありましたが、やはりそうした点についてもできるだけ早く方針的なものを出していただきたいとともに、今、具体的な施設をどうするかについて、具体的な話が出ています。立田・八開地区の学校統合の問題、説明会をこれからやっていくと言われてはいますが、こうした時期についてはまだ検討中でしょうか。まだ具体的には出ないでしょうか。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

現在、各作業部会において説明会への準備を進めております。

日時はまだ決定はしておりませんが、8月の後半から9月に開催できるよう今準備を進めておるところでございます。以上です。

#### ○市長（日永貴章君）

1点、補足ですが、今これから検討しますというお話がございましたが、消防署等については、既に健全度調査は終わっていますので、その結果を踏まえて、今検討しているということでございますので、これから検討ではなくて、既に検討は内部で始めておりますので、よろしくお願いたしたいと思っております。

#### ○17番（真野和久君）

わかりました。

そうすると、消防署については、もう今検討中ということですね。

そうすると、できるだけ早く出てくるのではないかというふうに思います。

立田・八開地区の統廃合の問題もそうですが、やはり使われる市民の皆さんのしっかりとした声を聞きながら、進めていただきたいというふうに思います。

次に、交通安全対策について、再質問をやってまいります。

先ほどの部長の答弁の中では、基本的に学校のいわゆる安全点検、合同点検の中で出されてきたものとして、今30年度でいうと65カ所がありましたということですが、それでは30年度65カ所の中で、具体的に何件がいわゆる対策済みで、何件が未解決になっているのかという状況についてまずお尋ねをします。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

対策済みにつきましては58カ所、未解決の部分が7カ所です。

対応済みにつきましては、カーブミラーの直し、停止線等の引き直し、グリーンベルトの設置、交通安全の啓発看板等の設置でございます。

未解決につきましては、車の交通量が多過ぎるというような、すぐ解決できない内容や、用地取得を伴う案件などでございます。以上です。

○17番（真野和久君）

わかりました。

大体、すぐにやれることについては、ほぼ対策をされているということで理解をしました。

そうした中、やはり65カ所、学校や例えば先ほどの保育園等の気がついた点などが出されれば、そういう形で対応をとっていただけるというふうになっているとは思いますが、ただやはり実際には交通の危険箇所というのは、通学路以外のところでもある意味たくさんあるというふうに思います。

そうした道路や交差点などの危険箇所の把握ということは、どのように行っているのかお尋ねをします。

○産業建設部長（山田哲司君）

危険箇所の把握につきましては、地元要望や交通事故情報により確認をしております。以上です。

○17番（真野和久君）

そうしたものというのは、地元要望やそれから事故情報などに基づいた対策というのは、例えば資料として昨年度対応したとかというのは出ますか、出ない。

○産業建設部長（山田哲司君）

去年かどうかはあれですけれども、事故現場におきましては、警察等の指示により交差点のカラー塗装等の対策のほうを行っております。以上です。

○17番（真野和久君）

そうした中で、例えば今カラー塗装という話がありましたが、いわゆる危険な交差点と目されるようなところでの、例えば今回の特に大津の事故の場合なんかは車が突っ込んでくるというような交差点の中でという状況でありましたが、そうした車どめになるようなガードレールやポールなどの設置状況というのは、今はどういう状況でしょうか。

○産業建設部長（山田哲司君）

歩道が設置されている交差点につきましては、ガードレールやガードパイプ等、歩車道境界ブロック等が設置されております。以上です。

○17番（真野和久君）

そうした状況はわかりました。

そうした中で、愛西市のさまざまな交通上の危険箇所、多分要望等も含めながら、あと交通量の問題やあるいは警察等の関係、それからまた先ほどありました用地取得の問題、そういったものでなかなか解決ができない場所もあると思いますけれども、そうした通学路の未解決の問題も含めて、こうした交通上の危険箇所について、例えば市としてリストアップして計画的に継続して対策を行っていくような考えは持っていないでしょうか。

○教育部長（大鹿剛史君）

通学路の点について、教育部のほうからお答えをさせていただきます。

通学路につきましては、学校それから地域、警察、土木、そういった点で合同の点検を行っております。当然、交通安全の視点も含め、プラス不審者対応、そういった総合的な部分から通学路は決定をしております。

危険なという部分があれば、通学路の変更も視野に入れて今後対応を考えていきたいと考えております。以上です。

#### ○17番（真野和久君）

通学路の変更ということも含めて考えたいということですが、ただやはり、通学路以外の問題、さまざまな交差点だけではなくて、いわゆる交通量は比較的あっても、例えば歩道がないとかいうようなところも結構愛西市内にはあるんですが、そうしたものをやはり、いわゆる危険箇所として、いわゆる建設部の中で交通安全対策として計画をリスト化するなどしながら対応していく、改修をしていくというような、そうした考え方はないのかについてお尋ねしたい。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

危険な交差点等につきましては、危険度の度合いという基準はありません。当然、歩車道分離されている交差点が一番安全だと思います。

ただ、通学路を中心に、そういう道路計画、今後そういう計画は立てていく必要があるとは考えております。以上です。

#### ○17番（真野和久君）

ぜひとも、いわゆる学校関係だけではなくて、やはり市民の安全ということを考えて計画を立てていただきたいというふうに思います。

最初にも話をしましたが、やはり日本は、車と歩行者や自転車などの分離というのが非常に未熟というのが今、こうした交通の問題の中では言われています。

警察なども生活道路における歩行者などの安全を確保するために、ゾーン30というような対策も提起をされていて、津島署管内でもあま市とか津島市なんかでは、そういった生活区域を設定して、そうしたものを指定して対応している。例えば30キロゾーンだよということで、30キロ制限がわかりやすく表示したりとか、また車のスピードが出ないような工夫とかというのをされているところもあります。

全国的にもそういったことがやられているわけですが、そうしたゾーニングなどを含めた交通安全対策とか、特に日ごろから思うのは、やはり自転車などに乗っていても、なかなかやっぱり外側線とかが、愛西市の場合、外側線の後すぐに路肩で田んぼになってしまうようなところもいっぱいあるので、そういう意味では歩行者にとっても自転車などが運転するに対しても、非常に危険なところはやはりあるので、そういう意味で先ほどのゾーン30ではありませんが、やはり市として政策的にそうした整備を考えていく必要があるというふうに思います。

そうした交通安全上の問題について、市長として何か考えがあればお尋ねします。

#### ○市長（日永貴章君）

交通安全対策につきましては、当然市としても順次進めていかなければならないというふうに考えております。

特に、先ほどの総合管理計画の点もありますけれども、道路につきましてもかなり年数がたってきておりまして、傷みが激しい状況にもなっております。そういったことを踏まえて、先ほど議員からもお話がございましたが、職員、市内に出て移動するとき等もありますので、路盤状況を常に確認するようという指示もさせていただいております。

また、地元要望等につきましても、当然状況がよくなれば、それぞれ車の交通量も多くなるということもございますので、やはりそういった件につきましては、地元の方ともよく話し合いをしながら対策を進めていかなければならないというふうに考えておりますし、現状としてなかなか道路幅員を拡幅できない箇所も多々ございますので、そういったところにつきましては、地元の方や地権者の方々と協力を得ながら順次進めていきたいというふうに考えております。

また、カラー舗装、信号機、横断歩道等につきましては、警察ともよく意見交換をしてともにいい交通安全に努めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

#### ○17番（真野和久君）

ありがとうございます。

ぜひ、今の市の政策的な立場から、そうしたことを進めていっていただきたいというふうに思いますのでよろしくお願いします。

あと、最後に質問として、幾つかの箇所の交通安全対策の状況についてお尋ねをしていきたいというふうに思います。

最初に、この前も質問をしましたがけれども、通学路の関係で町方町の古江の交差点、用地買収等も含めて検討していく必要があるという話でありましたが、これの現状についてはどういうふうに今なっていますか。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

古江の交差点につきましては、信号の交差点のところに児童の待機場所がないという状況であります。

今後、学校部局のほうと調整をとりながら、地権者のほうに用地協力のほうをお願いしていくということで考えております。以上です。

#### ○17番（真野和久君）

随時進めていただきたいというふうに思います、継続的に。

あと2点目として、これまでも質問したことがあるんですが、なかなか進んでいない。通学路ではないんですけれども、例えば五軒家東の交差点、ハッピーさおり前の交差点については、やはり歩行者や自転車の退避場所がないというのが、特に東側に関して、なかなか積年の課題となっておるんですけれども、継続的な協議とか要請とかというのは行っているのでしょうか。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

五軒家東の交差点につきましては、用地協力が得られないということは聞いておりまして、

現時点では交渉のほうは進めておりません。以上です。

○17番（真野和久君）

今後も働きかけをしていくという考えはないですか。

○産業建設部長（山田哲司君）

地元等の要望、または地権者の同意のほうがあれば、事業化に向け進めたいと思っております。以上です。

○17番（真野和久君）

自発的に同意をしていただく、やっていいですよと言ってもらえるのはなかなか難しいと思いますが、継続的にちょっと努力をお願いしたいというふうに思います。

それから、県道の一宮・津島線というのが、草平小学校の前の県道ですけれども、ここも本来に佐織町時代から、あの部分だけがある意味、愛西市内では歩道がないということで、歩道をつけてほしいということが以前から地域からも出ていたというふうに思いますが、これは県道でなかなか難しい部分もあるかもしれませんが、現在大分道路沿いは宅地化も進んできていますが、そうした中で歩道の設置等の県への要請を今しているのでしょうか。

○産業建設部長（山田哲司君）

県道ですけれども、用地協力が当然必要になってくると思います。

地元要望、また地権者の同意があれば、県のほうに積極的に要望していきたいと思っております。以上です。

○17番（真野和久君）

地元要望とか、地権者の同意があればと言うんですが、その辺の努力をしていただかないことにはなかなか、特に地権者の協力に関しては必要ですし、また結構この県道の歩道については長い距離があるので、そうした点ではしっかりと県に対して要望して出してもらって、少しずつでもいいので、延長してもらおうような形をとってもらえるような努力が、やはりかなり必要だと思うんですけど、その点についてはどうですか。

○産業建設部長（山田哲司君）

地元の総代等と相談して考えていきたいと思っております。

○17番（真野和久君）

よろしく申し上げます。

あと、最後ですけれども、これもちょっと以前からお話があったんですが、北一色町の四町の高尾電気の北の交差点については、なかなかこれも北側の用地買収がうまくいっていないというのもあるみたいで、そうした中で交差点改良ができないというふうな話も聞いていますが、これもいわゆる継続的に要望、要請をしながら、地権者等に、やっていく必要が常にあると思うんです。

1回だめだったからしばらく様子を見ようというのではなくて、やはりその点計画を持ってやっていく必要があると思うんですが、状況についてお尋ねします。

○産業建設部長（山田哲司君）

北一色の交差点につきましても、用地協力のほうが得られないというのは確認しておるんですけれども、交渉のほうは行っておりません。今後状況を見て、そういうのも進めていきたいと考えております。以上です。

○17番（真野和久君）

ぜひとも、なかなか用地協力等は難しいというのわかりますが、やはり市としての計画上安全にしなければいけないところについては、常にやはり意識をしながら交渉等を行って、予算を確保しながら改善をしていただきたいというふうに思いますので、そうした点をお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鷲野聡明君）

17番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとらせていただきます。再開は10時30分といたします。

午前10時21分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（鷲野聡明君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、質問順位2番の16番・加藤敏彦議員の質問を許します。

加藤敏彦議員。

○16番（加藤敏彦君）

通告に従いまして一般質問を行います。市当局の皆さんには、市民にわかりやすく、また誠意ある答弁を求めます。よろしく願いいたします。

今回の一般質問は3項目であります。

一括質問といたしまして、1つ目、津島警察署の移転について。

市当局より市議会に、津島警察署の建てかえのため、佐織支所に津島警察署を移転するという報告がありました。津島警察署が移転になると、地域生活に大きな影響が出てまいります。

まず、スケジュールはどうなっているかについてお尋ねをいたします。

次に、巡回バスについてお尋ねをいたします。

愛西市は、海南病院への巡回バスについて、利用が多いということでテスト運行から本格的な運行になりました。

海南病院は、総合病院であり、愛西市の救急病院でもあります。海南病院の愛西市民の利用状況はどうか。

また、海南病院への巡回バスの利用状況についてお尋ねをいたします。

3項目め、デイサービスについてお尋ねをいたします。

3月議会で、佐屋と佐織の福祉センターのデイサービスが来年2020年4月から廃止されることになりました。利用者への説明はどうなっているかについて、まずお尋ねをいたします。

答弁、よろしく願いいたします。

○総務部長（奥田哲弘君）

それでは私からは、まず1点目の津島警察署の移転について御答弁をさせていただきます。

津島警察署の建てかえに伴い、佐織支所の敷地内に仮庁舎を設置する目的として、令和元年8月1日から令和4年11月30日まで、愛知県と土地の賃貸借契約を締結する予定でございます。

スケジュールにつきましては、令和2年2月以降に移転し、令和4年8月末までに津島警察署の建てかえが完了すると伺っています。

なお、本事業の主体は愛知県であります。移転時期等が確定しましたら愛西市の広報で周知できるように働きかけを行います。

次に、2点目の巡回バスの関係でございます。

まず、1点目の愛西市民の海南病院の利用状況ということでございますが、愛西市民の海南病院の利用回数でございますが、海南病院に問い合わせをし、いただいた回答によりますと、平成30年度、外来5万3,805回、入院3万3,050回でございます。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それでは、私から老人福祉センターのデイサービス廃止について、利用者への説明はどうかというお答えをさせていただきます。

利用者の方には、事業所を通じて廃止の旨を通知するとともに、今後の利用サービスにつきましては、担当マネジャーを通じて御希望を伺い、引き続き同様のサービスを提供してまいりたいと考えております。以上でございます。

#### ○16番（加藤敏彦君）

それでは再質問に入っております。

まず1点目の津島警察署の移転でありますけれども、津島警察署は、津島市、愛西市、あま市、大治町を管轄する警察署で、24時間体制で業務が行われます。

移転に伴う規模であります。職員数、公用車数、また職員の自家用車など、どの程度あるのでしょうか。

#### ○総務部長（奥田哲弘君）

移転の規模でございますが、愛知県警察本部に確認をいたしましたところ、平成31年1月1日時点でございますが、職員数236名、公用車数、4輪・2輪合わせて80台、自家用車での通勤者数は69名との回答をいただいております。以上です。

#### ○16番（加藤敏彦君）

引き続きお尋ねいたしますが、佐織庁舎の使用範囲についてお尋ねをいたします。

佐織総合支所から佐織支所が変わるときには、旧佐織庁舎の解体のため駐車場の半分を囲って使用できなくなりました。

佐織公民館で行事があるときは駐車場の確保が大変でありましたが、津島警察署の仮庁舎の位置や面積、また佐織庁舎の使用範囲はどの程度になるのでしょうか。

#### ○総務部長（奥田哲弘君）

使用範囲についてでございますが、現佐織支所の東側駐車場に約3,818平方メートルを貸し付ける予定でございます。以上です。

○16番（加藤敏彦君）

ちょっと確認ですが、仮庁舎の建物ですね。どの位置に来るのか、敷地の。それも答弁をお願いいたします。

○総務部長（奥田哲弘君）

現在の予定でございますが、支所の敷地の東側の北方面、そちらのあたりに仮庁舎を建てられる予定と伺っております。よろしいでしょうか。

○16番（加藤敏彦君）

再度確認ですが、東側の駐車場3,818平米を貸し付けるということですが、それは囲われて使うような形になるのか、オープンになるのか、どんな形になっていくのでしょうか。

○総務部長（奥田哲弘君）

現在お聞きしている段階では、庁舎は囲わない。ただ、警察関係でございますので、事故車であるとか、押収車両等を奥のほうに若干保存しなければならない、そちらの辺は囲いをするということはお聞きはしております。

○16番（加藤敏彦君）

じゃあ駐車場は共用みたいな形になるというふうに考えていいということですね。

次に、今回の佐織庁舎の使用について、答弁では、2019年8月から2022年11月までの3年3カ月となりますが、警察署は、職員の車だけでなく免許の書きかえ、また用事のある方が見えたり、取り締まりで連れてこられる方が見えたり人や車の出入りがありますが、心配されることとして、駐車場の確保は大丈夫か、また佐織公民館の行事があっても確保できるのか、騒音の問題はどうか、佐織支所の向かいには公民館、西隣には佐織保育園、お昼どきにサイレンが鳴れば園児は起きてしまいます。さらに近くには諏訪幼稚園も佐織中学校もありますが、サイレンを鳴らさずに運行できるのでしょうか。

また、交通量についてはどうでしょうか。佐織支所の前の市道も、また西側の市道も狭く、議会では歩道の整備を求めているところでもあります。佐織支所の南西角の交差点は、朝は渋滞が起きておりますが、警察署の移転でますます渋滞がひどくなる心配がありますが、これらの問題について、市としてどのように対応されるのかお尋ねをいたします。

○総務部長（奥田哲弘君）

今の議員がおっしゃられましたとおり、移転に伴う問題として、駐車場の確保や騒音問題、交通量の増加が考えられます。貸し付け後に地域から寄せられた御意見につきましては、津島警察署の担当に伝えて解決策を考えていくということでございます。

また、駐車場につきましては、佐織公民館での事業の際に不足することが懸念されますので、公民館の貸し出し申請時にその旨を伝えるなど対処済みであり、影響を最小限にしたいと考えているところでございます。以上です。

○16番（加藤敏彦君）

引き続きお尋ねいたしますが、津島警察署の移転は、諏訪町や根高町にとって生活環境に大

きな影響が出てくると思われます。

地域住民への説明は行われるのでしょうか。

**○総務部長（奥田哲弘君）**

仮設庁舎を建設する業者につきましては、通常の工事と同様に、周辺の関係者の皆様に対し説明をするとは思っておりますが、愛知県警察本部が周辺住民への説明会を開くことは考えていないということ聞いております。

市民から寄せられた苦情等につきましては、工事中のものにつきましては施工業者に、供用開始後は津島警察署に報告し、適切な対応をしていただくようお願いをしまいたいと考えております。以上です。

**○16番（加藤敏彦君）**

工事についての説明はあるけれども、津島署の移転については説明がないということですが、1つは地元から説明会を行ってほしいと要望があった場合の対応はどうするのか。また市としても、やはり例えば総代さんには説明をされるのではないかと思いますけれども、そこら辺の説明については、市としての考えはどうでしょうか。

**○総務部長（奥田哲弘君）**

地域の代表ということで、総代さんの関係で4月10日に市の総代会を開催してございます。その終了後に、佐織地区の総代さんには全員残っていただいて、今回のスケジュール、貸し出し部分について要点をまとめてお話をさせていただいております。その時点で御理解を願っていると認識をしております。以上です。

**○16番（加藤敏彦君）**

住民からの苦情が出た場合の対応なんですけれども、市としてはどのように対応をしていくのかお尋ねいたします。

**○総務部長（奥田哲弘君）**

先ほども申し上げましたとおりでございますが、なかなか市が対応できる部分、警察が対応すべき部分、それぞれあるかと思えます。津島警察署と調整をしながら、できる限り署のほうで対策を講じていただきたいと考えているところでございます。以上です。

**○16番（加藤敏彦君）**

対応については、丁寧に機敏にお願いしたいと思えます。

次に、駐車場が不足することについての対応は、例えば公民館の使用についての場合、使用者に対して、使用の時点で説明をしていくということですが、新たに駐車場を借りる考えはないのでしょうか。

以前は、職員用として公民館東の駐車場を借りておりましたし、現在は佐織支所の南側は農用水の工事のための借地となっておりますが、市の考えはどうでしょうか。

**○総務部長（奥田哲弘君）**

今回の警察の貸し付けに関して、市として新たに駐車場を確保するという考えは持ち合わせておりませんが、それぞれの施設において対策を講じていただくということで協議をしながら

依頼をしているところでございます。以上です。

○16番（加藤敏彦君）

今、総務部長の答弁では持ち合わせていないということではありますが、期間としても3年以上にわたりますので、必要と判断した場合にはそういう部分もぜひ検討していただきたいと思っております。

それから土地の使用、土地の賃貸借契約を結ぶということではありますが、使用料についてはどうなるでしょうか。

○総務部長（奥田哲弘君）

賃借料につきましては、公有財産の貸付料に関する要綱に基づき支払っていただく予定でございます。以上です。

○16番（加藤敏彦君）

金額的にはどの程度になるのでしょうか、年間とかで。

○総務部長（奥田哲弘君）

あの土地ですと平方メートル当たり2,025円になりますので、面積3,818平方メートルを貸し付けたとして積算をしますと年額773万円となります。以上です。

○16番（加藤敏彦君）

ありがとうございます。

佐織地区、特に諏訪、根高地域において、津島警察署の仮庁舎が3年ほど移ってくるということで、生活環境が大きく変わってまいりますので、住民に支障のない形で、市としてもその窓口として対応していただくことを求めて、次の質問に移ってまいります。

2項目めの巡回バスでありますけれども、先ほどの答弁で、海南病院の巡回バスの利用者数については答弁なかったように思いますが、お願いしたいと思っております。

○総務部長（奥田哲弘君）

失礼をいたしました。

海南病院ルートの利用者数ですが、平成30年度1万1,095名でございます。以上です。

○16番（加藤敏彦君）

ありがとうございます。

愛西市民の海南病院の利用割合についてお尋ねしたいと思っておりますが、先ほど利用者数として、外来が5万3,805回、入院が3万3,050回ということですが、海南病院における愛西市民の利用はどの程度かわかりますでしょうか。

○総務部長（奥田哲弘君）

海南病院に問い合わせをいたしましたところ、平成30年度数値でございますが、外来で16.3%、入院で18.5%とのことでございます。以上です。

○16番（加藤敏彦君）

ありがとうございます。

海南病院とともに総合病院であり、愛西市民の救急病院となっているのが津島の市民病院で

あります。

津島市民病院の愛西市民の利用状況はどうなっているのでしょうか。

○総務部長（奥田哲弘君）

愛西市民の津島市民病院の利用回数でございますが、津島市民病院に問い合わせをし、いただいた回答でございますが、平成30年度分をまだ数字が確定をしていないということでございますので、平成29年度数値で申し上げますが、外来4万1,930回、入院3万713回とのことでございます。以上です。

○16番（加藤敏彦君）

海南病院と同じく利用の割合ですね。全体の利用者のうち、愛西市民の利用はどの程度かについてお尋ねをいたします。

○総務部長（奥田哲弘君）

こちらの数値も問い合わせをさせていただきましたが、平成29年度数値でございますが、外来で23.3%、入院で24.6%とのことでございます。以上です。

○16番（加藤敏彦君）

海南病院への巡回バスが運行され、佐織地区では、津島市民病院への巡回バスを走らせてほしいという声が聞かれます。

昨年の12月の一般質問で、真野和久議員の質問に対して総務部長は、津島市民病院の件でございます。このほか自治体への乗り入れにつきましては、愛西市のみでは決定できませんので、状況を見ながら判断すべき事項であると考えております。

また、愛西市の認識といたしましては、津島市との協議、これが現在進捗がない状況でございますので、そういった申し出がございましたら、この検討委員会の中で検討課題としてもんでいきたいと考えておりますとの答弁でありましたが、今回新たな状況が出てまいりました。

2月21日に、津島市の日比市長から正式に、愛西市巡回バスの津島市民病院の乗り入れに係る要望書が、愛西市長、日永貴章様宛てに届けられました。どのような内容か紹介していただきたいと思っております。

○総務部長（奥田哲弘君）

それでは、要望書の内容を紹介させていただきます。

津島市民病院は、海部医療圏全体の地域医療の拠点として、救急医療など専門性の高い医療を提供するとともに、津島市民のみならず海部地域の住民の命と健康を守るため、病気の予防から回復期までの医療を幅広く担っています。こうした地域医療における役割を今後もしっかりと果たしていくためには、津島市民病院を利用する患者の利便性を高めていくことが重要だと考えております。

つきましては、貴市住民にとっても健康のセーフティーネットとなり得る津島市民病院に、住民の貴重な足として運行されている愛西市巡回バスの乗り入れを検討していただくよう要望いたします。以上でございます。

○16番（加藤敏彦君）

市長にお尋ねをいたしますが、市長宛てに津島の日比市長から要望書が出されましたが、この要望書をどのように受けとめられたのか、またどのような考えを持っておられるのかについてお尋ねをいたします。

**○市長（日永貴章君）**

先ほど議員から、また総務部長からも御答弁させていただきましたが、津島の日比市長から愛西市に要望書が提出をされました。その内容につきまして今、御承知のとおり検討委員会を実施していただいておりますので、その中でしっかりと議論をしていただいて、どのように対応していくのか協議をしていただきたいというふうに考えております。以上です。

**○16番（加藤敏彦君）**

今、市長のほうから巡回バス検討委員会で検証していただくという答弁がありました。

愛西市の巡回バスの津島の市民病院に乗り入れについてはいろんなコースが考えられると思いますが、海南病院への巡回バスのように、愛西市役所から津島市民病院へ往復する巡回バスとか、佐織支所から津島市民病院へ往復する巡回バスとか、それから愛西市役所から津島市民病院、そして佐織支所を往復する巡回バスとか、また現在の巡回バスのルートを津島市民病院のバスルートとか、さらには津島市民病院だけでなく津島駅とか、津島市内のスーパーにも立ち寄るような巡回バスの運行などが考えられますが、津島市民病院の乗り入れについて検討する上で市の基本的な考えはあるでしょうか。あれば御紹介いただきたいと思います。

**○総務部長（奥田哲弘君）**

先ほど市長からも申し上げましたが、現在、検討委員会の中でいろいろ検討していただいておりますが、その中で、津島市民病院へ佐織南ルートから延伸していく手法と、佐織庁舎から津島市民病院へ直接行く手法、その2点について今協議をしていただいているところでございます。以上です。

**○16番（加藤敏彦君）**

巡回バス検討委員会の議事録ですね。4月25日の検討委員会では、津島市民病院への利用についてテーマとして議論されておりますけれども、この津島市民病院への検討について今、部長は佐織南ルートの延伸と、それから佐織支所からの巡回バスの運行ということが答弁でありましたけれども、この検討委員会の議論を見てみますと、1つは、海南病院のルートについては利用が多いのでそのまま継続したいとか、それからまた先ほど紹介しましたように、愛西市役所、津島市民病院、佐織支所を結ぶような巡回バスなんかの意見も出ておりますけれども、その今2つに絞られている理由はあるでしょうか。

**○総務部長（奥田哲弘君）**

検討委員会は、自由な発想で検討していただく組織でございます。その中でいろいろな意見も今出ていますし、まだどういった方向というまとまったものではございません。そんな中、この二通りの方針がよかろうということで検討していただいておりますと認識をしております。以上です。

**○16番（加藤敏彦君）**

今、部長の答弁でいきますと、検討委員会の案として2つ出てきたということによろしいんですか。それが事務局として、今度市長提案という形につながっていくという、そこら辺はどんな関係になっているのでしょうか。

**○総務部長（奥田哲弘君）**

委員会のあり方もあるわけですが、市としても当然提案はします。こういった方法がございますよ。委員の中でも、こういった方法がいいのではないかとということで、お互いそれは事務局と委員との信頼関係の中で協議をさせていただく。

それと、あくまでもその検討委員会でまとめ上げたものは、今後、市長に対して答申なり提言なりしていただきます。そんな中、また市としての対応を、責任を持って今後考えていくということには変わりはありませんので、今現在は委員会の中でいろんな方面、いろんな角度から検討をしていただいたということで、御理解をいただきたいと思います。以上です。

**○16番（加藤敏彦君）**

津島市民病院への巡回バスの運行ですが、議事録から読み取りますと、1つは、佐織南コースは経費的にも余りかからないということの趣旨での提案だと思いますし、また佐織支所から津島市民病院へ行くと、新たなバスの運行が必要ではないかと。これは海南病院の場合は、最初はレンタルでバスを借りて、そして今回正式に購入して試行運転の結果、運行するという形になってまいりましたけれども、佐織支所から津島市民病院の運行については、この海南病院と同じような考え方なのかどうなのか、特にバスをふやすのか、ふやさないのか、その点についてはどんなものでしょうか。

**○総務部長（奥田哲弘君）**

今、議員がおっしゃられましたことにつきましても、今の海南病院の送り方、それと津島市民病院がいかようにするか。若干条件が違うのは、佐織ルートについては、以前の見直しのとときに当然津島への接続を意識してコースがつくってございます。当時私も担当させていただいておりましたが、そんな中、南ルートからの延伸も考えやすいのではないかと。

一方、ただ使用状況によっては海南病院へのルートのような考え方も出てくるかもしれません。それもあわせて今検討していただいているところでございます。以上です。

**○16番（加藤敏彦君）**

津島市民病院の巡回バスの運行については、ぜひ海南病院の巡回バスの進め方を参考にしながら進めていただきたいと思いますし、さらには佐織支所、それから津島市民病院、また佐屋地区の愛西市役所をつなぐような、そんなピストンの往復の運行がならないかなあと考えておりますので、ぜひまたそれも検討していただきたいと思います。

それから、津島市民病院以外の津島の施設の利用についての考え方について確認をしていきたいと思いますが。

**○総務部長（奥田哲弘君）**

津島市内の施設につきましては、津島市の中のコミバスがやはりございます。先方の状況もございますので、あくまでも津島市民病院ということで今は考えているところでございます。

○16番（加藤敏彦君）

じゃあ次に、バス検討委員会では津島市民病院の乗り入れ問題以外についても検討されておりますが、開催状況、検討内容はどのようになっているのでしょうか。

○総務部長（奥田哲弘君）

検討委員会の開催状況と内容ということでございますが、平成30年度は4回開催をいたしました。

協議内容でございますが、第1回の9月3日は、今回の改定について、海南病院ルートの実験運行についてを協議してございます。

第2回の11月1日は、立田ルート、八開ルートについて、佐屋ルートの要望についてを協議いたしました。

第3回の12月19日は、立田ルートについて、八開ルートの乗車アンケートについてを協議しております。

また、第4回の本年3月8日でございますが、立田ルートについて、八開ルートについてを協議いたしました。

また、本年度は5回ほどの開催を予定しておりますが、4月25日に開催した委員会では、立田ルート、八開ルートについて、津島市民病院についてを協議しているところでございます。以上です。

○16番（加藤敏彦君）

報告ありがとうございます。

今、立田ルート、八開ルートについての検討ということですが、特に前回の見直しでは、利用者数を基準にしてバス停やコースの見直しをしたことによって、立田、八開のルートが大変利用しづらくなったということがあると思いますが、そういうことについて今バス検討委員会は検討されておりますが、1つは、来年4月から新しいルートや時刻表でスタートするという考えであるかどうかということ、その中に立田、八開ルートについては今どんなことが出てきているのか、主なものがありましたら紹介いただきたいと思います。

○総務部長（奥田哲弘君）

まず1点目の来年4月の改定を目指しております。

それと立田、八開ルートにつきましては、それぞれ各委員の皆様方が状況判断していただいておりますので、バス停の新設であるとか、ルートを例えば変更するのであれば、こういった変更の仕方ができるということを検討していただいているところでございます。以上です。

○16番（加藤敏彦君）

巡回バスについての位置づけであります。今回の愛西市の巡回バスは、旧佐屋町の公共施設巡回バスと、旧佐織地区の福祉バスを引き継ぎ今日に至っております。

前回、2014年4月のルートと時刻表が大幅に見直しで、巡回バスの充実と課題につき便利になった部分と不便になった部分が出ております。この不便になった部分について、特に立田、八開については、今バス検討委員会で検討されておりますが、きょうも交通安全の問題が出て

おりますが、特に高齢者が免許返納すると。足として、巡回バスの位置づけがますます重要になっておりますが、愛西市として巡回バスの位置づけ、どのように考えているのかお尋ねいたします。

**○総務部長（奥田哲弘君）**

巡回バスの位置づけということでございますが、総合計画の基本目標にも掲げさせていただいております。高齢者や障害のある人、子供なども含め、あらゆる市民にとって利用しやすい公共交通網を目指すための取り組みの一つとして巡回バスを運行していると認識をしております。以上です。

**○16番（加藤敏彦君）**

立田、八開以外でも、前回の巡回バスの運行の見直しで不便になったという声があります。これは、紹介いたしますと大井町の女性の方ですけれども、ピアゴ、これは佐屋店ですね。買い物ですが、先回の時刻改正により、ピアゴ佐屋店西停留所の発着が27分から28分と少なくなり、お買い物が少し無理なような状態になりましたので、1日1往復だけでよろしいのですが、着発1時間ぐらいとっていただけるダイヤを組んでいただけましたらありがたいと思っています。こういうような声が寄せられておりますけれども、こういう立田、八開地区以外の声についてはどのように対応していかれるのかお尋ねいたします。

**○総務部長（奥田哲弘君）**

当然、御利用者の方それぞれ生活形態、利用の内容、それぞれ違います。便利になった方、不便になった方、それぞれございます。

しかしながら、全体を見て市としては考えるべきと思っておりますので、バランスといたしますか、お買い物の1時間というのはわかるんですが、遠方まで行く時間が、例えば市役所から遠い方、近い方、いろいろございます。そういったことを総合的に判断して運行のルートを考えていきたいと思っております。以上です。

**○16番（加藤敏彦君）**

巡回バスは、鉄道もない地域で唯一の公共交通になってまいります。住民の足です。

しかし、現実にはバス停が少なく、バス停まで歩いていけないなど、利用したくても利用できない状況もあります。

マイカーを保有しているかどうか、自動車を運転できるかどうかにかかわらず、全ての人が安心して移動できることが最低必要だと考えます。自家用車を持つ世帯でも、誰かがマイカーで出かけてしまえば、残る家族に移動手段がありません。

また、高齢化の進展や病気などのために、マイカーを運転できない場合など、移動手段がない方が多くなってまいります。市民が安心して豊かな生活ができるよう、巡回バスがよりよい移動手段として運行できるよう求めて、次の質問に移ります。

では、次の3項目めでありますけれども、佐屋と佐織の福祉センターのデイサービスが来年から廃止されることとなりますが、利用者からの声、不安の声はないでしょうか。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

利用者からの声でございますが、今すぐ廃止するのかの問い合わせはございましたが、不安の声は届いておりません。

○16番（加藤敏彦君）

デイサービスの廃止による利用者の移転先は十分にあるのでしょうか。佐屋地区、佐織地区、それぞれどうなっているのでしょうか。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

利用者の移転先でございますが、デイサービス事業所、いわゆる通所介護事業所の数についてでございますが、現在、愛西市内には市営の通所介護事業所2事業所以外に、民間の事業所として県指定の通所介護事業所が13事業所、市指定の地域密着型通所介護事業所が5事業所、総合事業としての通所介護相当サービス事業所が17事業所、緩和した通所型サービスA事業所が10事業所ございます。

また、近隣の市町村の事業所も利用できますので、現時点では十分に対応ができるものと考えております。

○16番（加藤敏彦君）

デイサービスのサービスの低下は心配ないでしょうか。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

サービスの低下でございますが、利用状況について報告させていただきます。

平成31年4月分の実績で、佐屋が延べ681人、1日平均26.2人、1日当たりの定員は40人でございます。

佐織が、延べ478人、1日平均18.4人について御利用いただいております。佐織については、1日当たりの定員は23人でございます。

利用者は、事業所をかわることとなるため、ケアマネジャーに御協力をいただき、新しい事業所を探すこととなります。サービスの低下がないよう努めてまいります。

○16番（加藤敏彦君）

利用者のサービスの件であります。佐屋のデイサービスを利用されている方から連絡をもらってお邪魔したんですけれども、その方は、現在、佐屋のデイサービスは指定管理者、株式会社度福祉の里が行っておりますけれども、利用者の皆さんへのお知らせというの見させていただきました。

ちょっと紹介いたしますと、拝啓、新緑のころ、御利用者様におかれましてはますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

このたび平成22年から指定管理者として愛西市佐屋デイサービスセンターの運営管理を行ってまいりましたが、来年3月31日をもって廃止する運びとなりました。

御利用者様には、長い間御利用いただき心から感謝申し上げます。

大変残念なことではありますが、残された期間、御利用者様に楽しく過ごしていただけるよう全力で尽くしていきたいと思っております。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。御不明な点がございましたらいつでも御連絡をお願いいたしますというお知らせであります。こ

こには、なぜこの福祉センターのデイサービスがなくなるのか、これでは全くわからないわけで、やはり今利用されてみえる方、特に引き続き利用したいと願ってみえる方については、全くわからないということで連絡があったんですけれども、このようなお知らせについて、市としてはどう受けとめられますか。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

先ほどの佐屋のデイサービスセンターについては、福祉の里が利用者の方にそういった通知を出されたということですが、市としても、どうしてデイサービスを廃止していくのか、そういったことについては広報紙なり、ホームページなり、そういったことできちっと知らせていく必要があると感じております。以上でございます。

**○16番（加藤敏彦君）**

連絡をいただいた方は、1つは、以前から佐屋の福祉センターを利用されてきたと。最近病気になるってデイサービスを利用するようになったと。近くで大変便利であると。それから、福祉センターからデイサービスの利用が変わっても知った人に会えるので大変楽しいと。なぜ廃止するのかわからないと。この方にとっては、佐屋のデイサービス廃止というのは精神的にも、また物理的にもサービス低下になると思いますけれども、今、市は直営のデイサービスを廃止するというで進んでおりますけれども、近隣自治体の状況、直接デイサービスを行っている自治体などあるのでしょうか。状況はどうなっているのでしょうか。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

近隣でのデイサービスの状況でございますが、津島市、稲沢市は、公設のデイサービスはございません。弥富市、あま市については、指定管理の形態で運営をしております。以上でございます。

**○16番（加藤敏彦君）**

指定管理は、一応直営ということでありませぬ。

先ほども紹介した利用者の立場からいくと、福祉センターのデイサービスを継続してほしいということですが、それはどうしてもだめなのか、継続することは可能であったのか、再度確認をしたいと思いますが。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

デイサービスセンターの継続という御質問でございますが、民間の事業所の参入も進んでまいりました。受け入れ体制が整ってきたことから、公設の事業所を継続する必要がないと判断いたしましたので、今回の廃止というふうに決めさせていただいております。お願いします。

**○16番（加藤敏彦君）**

ではもう一つ、福祉センターのデイサービス廃止による財政面での影響はどうなるのでしょうか。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

廃止による財政面の影響ということでございますが、本来民間事業者で負担されるデイサービスの施設、また送迎車両等に対する市の負担はなくなってまいります。

一方で、デイサービス事業収入で指定管理者が分担していた施設管理費、これにつきましては施設の委託部分というんですか、保守の部分でございますが、共有の部分の保守とそういった部分が市の負担となってきます。老人福祉センターの運営については、この必要な施設管理費ということであるというふうに考えております。

**○16番（加藤敏彦君）**

財政的な影響ですけど、金額的なものは出るんでしょうか。出るならば紹介いただきたいと思いますが。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

デイサービス施設の修繕ということにつきましては、未確定の部分がございまして、ちょっと申し上げることでできません。あと送迎車両、これ現在2つの施設で6台ございます。そういった更新の費用、1台当たり300万から400万ほど必要になるかと思っております。その他に共通の施設の維持管理部分がありますけれども、こちらにつきましても、デイサービス廃止によりまして光熱水費、そういった未確定部分がございまして、ざっとで申し上げますと、概算ですが2つの施設で670万ほどが市の負担になるかと考えております。以上です。

**○16番（加藤敏彦君）**

ありがとうございます。

デイサービスにつきましては、やはりその民間でできるところに民間でやっていただくという考えもあるんですけども、もう一つ、やはり市がこの福祉サービスの充実を進めていくという点では、例えばこの福祉センターを拠点として高齢者の福祉サービスもやるし、デイサービスも直営でやるという部分があってもいいと。やっぱり利用する市民からいけば、いつも行っているところでデイサービスを受けられるというのは大変安心で便利なもので、そういう市民の目線に立った検討もやはり求めていきたいと思っております。

じゃあ続きまして、デイサービスの廃止後の利用計画についてどのようになっているのか、またいつまでに決められるかについてお尋ねをいたします。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

デイサービス廃止後の利用計画というものでございますが、一部につきましては老人福祉センター事業で利用する予定でございます。庁舎内でプロジェクトチームを結成しておりますので、そういったところで今後について検討をしてみたいと考えております。

**○16番（加藤敏彦君）**

今、部長のほうから一部について老人福祉センター事業で利用するということですが、具体的にはどんな形で利用されるのかを紹介いただきたいと思っております。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

具体的にでございますけれども、佐織の老人福祉センターの食堂についてでございますが、こちらのほうにつきましては、老人福祉センターとデイサービスセンター、パーティションで仕切ってございますが、そのパーティションをちょっと移動させまして、老人福祉センターのほうで利用したいというふうに考えております。以上です。

○16番（加藤敏彦君）

デイサービスがなくなりその場所があいていくということで、要支援を対象としたサロンやボランティアの利用はできないかという声が聞かれますけれども、これについてはどうでしょうか。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

デイサービス部分については、そのまま利用ということが難しいということもございまして、一部必要があれば改修も考えていかなければならないと思いますが、サロンやボランティアの利用ということでございますが、先ほど申しました庁舎内のプロジェクトチームについて、今後の利用について検討してまいりたいと考えております。

○16番（加藤敏彦君）

佐屋のデイサービスが廃止されるわけですが、今、佐屋苑のデイサービスを新しく建てかえるという話も出てきておりますが、こういうところにデイサービスを近くに設けていただけないかという声も聞いておりますが、どうでしょうか。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

佐屋苑にデイサービスということでお答えさせていただきます。

佐屋苑は、社会福祉法人愛知県厚生事業団が運営する施設であり、設けるかは法人の意向となってきます。現在のところ、デイサービスを設置したいという意向は聞いておりません。以上でございます。

○16番（加藤敏彦君）

今後、庁舎内で、プロジェクトチームで利用について検討されるということではありますが、やはり市民の声も十分聞いて進めていただきたいと思っております。

そういう上で今回、愛西市の高齢者のサービスについて述べたいと思っておりますけれども、寝具乾燥サービスというのは、介護保険の認定者に限定されて、大変これまで利用されてみえた方からは残念な声、もう一遍利用はできないのか、回数を減らしても利用できないのかということでもありますし、また今回のデイサービスについても、やはり利用者の声、また利用者の状況、十分把握せずに市のほうで一方的に決められている、高齢者にとって冷たい市政になっていると思っておりますが、高齢者のサービスの充実を図るために、福祉センター、デイサービスの運営は、やっぱり直接で行うか、また市が運営するとか、福祉協議会に委託するとか、そういう福祉サービスの拠点としての位置づけ、充実を図ることが必要ではないかということをお述べて一般質問を終わります。

○議長（鷲野聰明君）

16番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとらせていただきます。再開は11時30分といたします。

午前11時20分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（鷲野聰明君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、質問順位3番の2番・石崎誠子議員の質問を許します。

石崎誠子議員。

## ○2番（石崎誠子君）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、幼児教育・保育の無償化について質問をいたします。

幼児教育・保育無償化のための子ども・子育て支援法改正案は、5月10日の参議院本会議で可決成立いたしました。

新聞各紙も改正法成立を受けて一斉に報道されましたが、記事の多くは、改正法の不安な内容に言及しておりました。

今後は、政府が公表する政省令の検討と、自治体での対応を踏まえて不安や疑問点をどこまで解消できるかが課題となっております。

そこで、現状及び制度の確認、また本市の対応、今後の取り組みについてもお伺いいたします。

市民の皆さん、特に幼児教育・保育の無償化に該当される保護者の方々にとってわかりやすい御答弁をよろしくお願いいたします。

私どもが暮らすこの国は、健康寿命が世界一の長寿社会を迎えており、今後さらなる健康寿命の延伸が期待されております。こうした人生100年時代に、若者から高齢者まで全ての国民に活躍の場があり、全ての人元気に活躍し続けられる、また安心して暮らすことができるそういう社会をつくるのが今、求められています。

まずは、幼児教育から高等教育に至るまで、生涯を通じて切れ目なく質の高い教育が安定的な財源のもとで提供され、誰もが安心できる全世代型の社会保障へと大きく転換する必要があると考えられております。

国立社会保障・人口問題研究所が、国内の結婚、出産、子育ての現状と課題を調べるために、ほぼ5年ごとに実施している全国標本調査があります。2015年度に実施した第15回出生動向基本調査によりますと、夫婦の予定子供数が理想子供数を下回る理由として最も多いのは、依然として「子育てや教育にお金がかかり過ぎる」が全体の56.3%であり、特に妻の年齢が35歳未満の若い層では8割前後の高い選択率となっております。

また、内閣府が2014年度に実施した結婚・家族形成に関する意識調査では、20代から30代の未婚者、既婚者の結婚、妊娠、出産、子育てについて調査をしたもので、子育てに対して不安に思うことの回答では、「経済的にやっていけるか」が全体の63.9%と最も高く、どのようなことがあればあなたはもっと子供が欲しいと思いますかという質問に対して、回答者全体では、「将来の教育費に対する補助」が68.6%、「幼稚園、保育所などの費用の補助」が59.4%など、教育費への支援を求める声上位に上げられておりました。これらの調査結果は、子育てと仕事の両立や教育にかかる費用が子育て世代への大きな負担となり、少子化問題の一因となっていることがうかがえます。

このため、保育の受け皿の拡大を図りつつ、幼児教育の無償化を講じることは重要な少子化対策の一つであり、かつ家庭環境に左右されず平等に教育や保育を受けられるというメリットがあると考えられます。

また、幼児期の教育は生涯にわたる生活や学習の基礎を形成するものであり、その重要性は多くの方々が認めているところであります。

そうした中、国は、昨年12月に幼児教育・保育無償化制度の具体化に向けた方針を関係閣僚で合意し、少子・高齢化に正面から取り組むための施策として、本年度10月に予定されている消費税率の引き上げによる増収分を財源とし、子育て世代、子供たちに大胆に政策資源を投入する方針を示しました。

そして、さきの国会で上程された子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案では、子ども・子育て支援の内容及び水準は、子供の保護者の経済的負担軽減について適切に配慮されたものでなければならない旨を基本理念に追加し、子育てのための施設等利用給付が創設され、このたびこの法案が可決されました。いよいよ今年度10月から、幼児教育・保育の無償化が開始となります。

さて、これまで幼児教育・保育の無償化導入への国の動向を述べてまいりましたが、次に本市における子ども・子育てを取り巻く現状については、2011年に出生数が400人を下回り年々減少傾向にあり、全国や愛知県と比較いたしましても、合計特殊出生率は低い値で推移している状況でございます。

このような状況における本市の子育て支援に向けた取り組みでございますが、昨年4月から始まった第2次総合計画では、心身ともに健やかなまちづくりを7つの基本目標の1つとして掲げ、子育て支援の充実に取り組まれているところです。

また、愛西市子ども・子育て支援事業計画は、市民、事業者、行政が一体となって推進していくもので、そのアクションプランとして位置づけられた愛西市子育て応援プランがあり、基本コンセプトでは、子育てしやすいまち、子育て世帯に選ばれるまちづくりを目指し、取り組み施策が展開されています。

この子育て支援重点事業では、ワンストップ相談窓口として、子育て世代包括支援センターあいさいっ子相談室を設置し、妊娠期から子育て期、おおむね18歳までの子育て中の方からの相談を受け、切れ目のない支援体制を構築されています。

また、母子コーディネーターが子育て支援機関を巡回し、身近な地域で相談を受けるなど、細やかな精神的支援もされております。

また、愛西市子育てアプリあいさいっ子応援ナビを活用し、子育てにかかわる情報発信にも力を注がれております。このほかにもさまざまな事業があり、子育て世帯に対する施策は他の自治体と比較しても手厚く、また着実に取り組んでおられます。

そこで、本市における子ども・子育ての現状を踏まえて、幼児教育・保育の無償化についてお伺いいたします。

現在、本市には公立保育所が4カ所、民間保育所が5カ所、認定こども園が4カ所、幼稚園

が3カ所設置されており、それぞれが保育等のサービスを提供されています。

そこで、愛西市において今回の無償化の対象となる世帯数と利用者数はどのくらいなのか。また、就学前の障害児の発達支援、いわゆる障害児通園施設の利用者も無償化の対象となるのか。また、保育所、認定こども園における延長保育は無償の対象なのかについてお尋ねいたします。

以上で総括質問を終わります。御答弁、よろしくお願いいたします。

#### ○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

まず1点目の保育所、認定こども園、幼稚園に通園している3歳以上の児童全てと、非課税世帯の3歳未満の児童が今回の無償化の対象となります。

保育所、認定こども園へ通園している児童は、平成31年4月1日現在、3歳以上、859世帯957人、3歳未満、379世帯397人であるため、無償化の対象となるのは3歳以上、859世帯957人全てと、3歳未満の非課税世帯である28世帯31人でございます。

また、幼稚園へ通園している児童は、平成31年3月31日現在で、347世帯384人全てが無償化の対象となります。

次に、2点目の就学前の障害児の発達支援を利用している児童でございますが、児童数として、平成31年4月1日現在31人でございます。そのうち無償化の対象となるのは、3歳以上の児童28人でございます。

また、障害児通園施設の利用者につきましては、保護者が通園していない場合についても無償化の対象となる予定でございます。

3点目の保育所、認定こども園の延長保育料につきましては、短時間、標準時間、ともに無償化の対象外となる予定でございます。以上でございます。

#### ○2番（石崎誠子君）

御答弁、ありがとうございます。

保育所、認定こども園、幼稚園、また障害児通園施設を利用する全ての3歳児以上とゼロ歳から2歳児までの住民税非課税世帯が無償化の対象ということで、本市では、合計で1,234世帯の保護者の負担軽減が図られるということがわかりました。

また、保護者が就労していない障害児通園施設の利用者につきましては無償化の対象となるとのことでしたが、では幼稚園、保育所、認定こども園のいずれかの施設と、障害児通園施設の両方を利用する場合はともに無償となるのでしょうか。

また、この無償化の対象となる金額には上限があるのでしょうか、お聞かせください。

#### ○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

幼稚園、保育所、認定こども園のいずれかと障害児通園施設を併用して利用した場合につきましては、両方とも無償化の対象となる予定でございます。

次に、条件に対する御質問でございます。

保育所、認定こども園、子ども・子育て支援新制度の対象となる幼稚園の利用者負担額は、全額が無償化の対象となります。

また、新制度へ未移行の幼稚園につきましては、月額2万5,700円が上限額となる予定でございます。

なお、保育の必要性が認められて認可外保育施設を利用する場合は、3歳以上の児童は上限額3万7,000円、非課税世帯の3歳未満の児童は上限額4万2,000円となる予定でございます。以上でございます。

## ○2番（石崎誠子君）

御答弁ありがとうございます。

幼稚園では、子ども・子育て支援新制度へ移行した園と移行していない園では上限額に差があるということや、認可外保育施設を利用する場合も上限額が設定されるということですね。

続いて、この無償化は3歳から5歳が対象と言われておりますが、6歳になった場合はどうなるのかという疑問の声を耳にしましたので、改めて無償化の対象年齢についてお伺いいたします。

3歳児以上の無償化とは、満3歳になった日から開始となり、満6歳になる日で終了するということでしょうか。

## ○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

今回の幼児教育・保育無償化におきましては、小学校就学前3年間分の保育料を無償化することを基本的な考えとしております。

そのため、保育所を利用する児童について、年度途中で満3歳になっても翌年度の4月からの利用料が無償化され、年度途中で満6歳になってもその年度の3月までの利用料は無償となるものでございます。これは、就学前の障害児の発達支援においても同様でございます。

一方、幼稚園につきましては、学校教育法上、満3歳から入園できることとされており、満3歳児は翌年度の4月を待たず年少クラスに所属する場合も多く、現行の幼稚園就園奨励費も満3歳から補助対象としているといったほかの施設、事業にはない事情を踏まえまして、満3歳になった日から無償化の対象となるものでございます。

ただし、幼稚園の預かり保育所につきましては、保育所等の公平性との観点から、住民税非課税世帯を除き、翌年度の4月からが対象となる予定でございます。以上でございます。

## ○2番（石崎誠子君）

御答弁ありがとうございます。

幼稚園については、学校教育法上の規定があつて保育園との違いが生じるということで、対象は3歳から5歳までと言われておりますけれども、年度途中で6歳になっても、そこで終了にはならないということですね。

では、これまで無償となるものについてお伺いしてまいりましたが、続いては、保護者から実費で徴収する費用についてお尋ねいたします。

現在、無償化の対象にならないとされておりますのは、通園送迎費、食材料費、行事費などがあります。

そこで、10月からの3歳児以上の給食費についてはどのようになるのでしょうか。

また、これまで保育所、認定こども園では、おかずなどの副食費が保育料に含めて自治体が徴収されていましたが、今後、給食費について、保護者の支払い方法はどのようになるのかお聞かせください。

#### ○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

10月からの給食費のうち、米、パンの主食につきましても、今までどおり実費徴収、あわせておかずなどの副食費につきましても、これまで保育料に含まれておりましたが、無償化の対象外となりましたので、10月からは4,500円程度が実費徴収となる予定でございます。ただし、年収360万円未満相当世帯の副食費につきましてもは免除となる予定でございます。

また、保育所、認定こども園における副食費の保護者の支払い方法につきましては、今まで3歳以上の児童は主食費を園で徴収させていただいておりましたので、それに加えて免除以外の児童の副食費も園であわせて徴収となる予定でございます。以上でございます。

#### ○2番（石崎誠子君）

御答弁ありがとうございます。

今後も給食費は、これまで同様に各施設が保護者から徴収することとなりますが、主食分と副食分の給食費をまとめて支払うことで、導入前よりも実費が増額になったという印象になるかと思えます。

そこで、お伺いいたします。

利用者負担額は無償化されますが、保育所、認定こども園において、これまでの主食費に加えて副食費も徴収されることで、保護者の負担額が増額となることはありませんか。

#### ○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

保育所等につきましては、利用者負担額が無償化され、副食費を徴収することとなりますが、年収360万円未満相当世帯の副食費につきましてもは免除となる予定でございますので、保護者の負担がふえるようなことはございません。

また、免除対象外の年収360万円を超えるような2人親世帯、第4階層の第2子で標準時間認定の3歳以上の児童の場合でも、現在の利用者負担額は月額1万3,000円の半額の6,500円となっております。この6,500円が無償化され副食費4,500円の予定なので、保護者の負担額がふえることはございません。以上でございます。

#### ○2番（石崎誠子君）

御答弁ありがとうございます。

保護者の負担額がふえることはないかと伺って安心いたしました。

国も財源には限りがあり、先ほども申し上げましたが、無償化になっていない部分もございます。

また、給食費を園で徴収するとなれば徴収事務負担がふえてまいります。

いずれにしても、乳幼児の給食については食育であり、全ての子供に平等に保障されなければなりません。園や、何より保護者の負担軽減のためにも、今後、給食の無償化に向けた取り組みが必要ではないでしょうか。

そこで、愛西市として無償化に伴い、現行制度と比較して市が負担することとなる影響額はどのくらいとなるのかお聞かせください。

#### ○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

今回の幼児教育・保育の無償化につきましては、10月に予定されている消費税率10%への引き上げで得られる税収の増収分を充てるものでございます。

また、保育所等の市の負担につきましては、私立におきまして4分の1でございますが、公立におきましては10分の10となります。

令和元年度予算における歳入で見ますと、保護者の利用者負担額が10月から無償化されることにより、半年分で約7,600万円減額計上させていただいております。公立分を3分の1と考えますと、私立分で約5,100万円、市の弾力徴収率を44%と考えますと、本来、国基準どおり徴収すべき保護者負担金は1億1,600万円でございます。私立分としまして、市が保育料を独自に軽減している金額は約5,100万円との差である約6,500万円となり、この分が市として負担が軽くなります。

一方、無償化に伴う費用として、私立分は国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1を負担することになるため、1億1,600万円の4分の1である約2,900万円が市として新たに負担することになります。よって、6,500万円の負担減と2,900万円の負担増の差し引きとして、半年間で3,600万円、年間で約7,200万円の減額になると思われま。

なお、令和元年度の公立分と私立分の保護者の利用者負担額の減額分につきましては、地方へ配分される地方消費税が初年度でありわずかということから、臨時交付金となる予定でございます。以上でございます。

#### ○2番（石崎誠子君）

御答弁ありがとうございます。

消費税の増税による増収分を財源にし、子育て世代の教育費に対する負担軽減が図られることとなります。

これまで市町村が独自の基準で徴収していた保育料が無償化されることにより、本市の単独費用は年間で約7,200万円の減額となり、費用面でも大きく変更が生じることにもなります。

本市ではこれまで、保育料は近隣市町村に比べて低廉な水準を維持してきましたが、今回の幼児教育・保育の無償化により、保護者の保育料の費用負担が全国一律になってしまい、愛西市として保育料が安いというアピールポイントが失われることとなります。すなわち、これまで保育料を安く抑えていたということは、減額となった市の単独費用からもわかるとおり、愛西市独自に子育て支援策として財源を投入してきたということでもあります。

しかし、今回の無償化により、減額となった財源を他の子育て支援策に回すことができるのではないかと考えます。

本市としても、人口が減少局面に入ってきており、このままでは全国的な傾向と同様、人口減少、少子・高齢化が進んでまいります。子育てしやすいまちを目指す愛西市として、市独自の子育て支援策を検討していくことが急務ではないでしょうか。

そこで市長にお尋ねいたします。

10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、愛西市として新たな子育て支援策に取り組むお考えはございますか。

**○市長（日永貴章君）**

それでは、私から御答弁をさせていただきます。

今回、議員からもお話がございましたが、幼児教育・保育の無償化につきましては、国で決定をされました。この財源につきましては、消費税の増額分が充てられるということと、今年度の6カ月分につきましては、全額国が財源補填をしていただけるということでございますが、来年度につきましては、当然愛西市といたしましてもその分を負担しなければならないという制度でございます。

まだ詳細につきましては、国から財源につきましては示されておりませんが、やはり市といたしましては、今回の無償化によって得られる財源につきましては、議員からの御指摘も御提案もございました、例えば給食の無償化に向けた取り組みや、また違う面で子育て支援策としてその財源を使うという選択肢もあるというふうを考えております。

今後、市内部でしっかりと協議をしながら、愛西市として愛西市で子育てがしやすいまちづくりを、今後ともアピールできるような施策について検討してまいりたいというふうを考えております。以上でございます。

**○2番（石崎誠子君）**

御答弁ありがとうございます。

この幼児教育・保育の無償化をきっかけに若い世代を愛西市に呼び込むためにも、市内在住の子育て世帯のためにも、子育てのしやすいまちの実現に向けて、今、市長も前向きに考えていただけるような御答弁をいただきましたので、引き続きさらなる子育て支援策に取り組んでいただきますよう切にお願いし、私の質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（鷲野聰明君）**

2番議員の質問を終わります。

ここでお昼の休憩に入りたいと思います。再開は午後1時といたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

**○議長（鷲野聰明君）**

お昼の休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

次に、質問順位4番の6番・吉川三津子議員の質問を許します。

吉川三津子議員。

**○6番（吉川三津子君）**

子供たちにツケを回さないというスタンスと格差社会を痛切に感じている一人として、本日も大きく5点について質問をさせていただきます。

1点目は、学校へのエアコンの設置は予定の6月末に間に合うかの問題について、そして2

点目は、介護保険制度が改正され、要介護認定の方々のデイサービスの受け入れが民間事業所で厳しくなっている問題について、そして3点目は、空き家対策として、住宅確保要配慮者への賃貸を進めよという問題について、そして4点目は、もう何度も質問させていただいてありますが、中高生の居場所づくりについて、そして最後の5つ目は、一部事務組合への行財政改革推進について質問をいたします。今回も盛りだくさんでございます。そして、質問時間が不足いたしますので、的確に短くお答えいただきたいと思います。年に4回しかこの一般質問の機会がありません。それも、たった1時間ですので、年間4時間しかございませんので、有効に時間を使っていきたいと思っておりますので、御協力よろしくお願ひいたします。

では、まず1点目の学校のエアコンの設置の問題です。

変電設備であるキュービクルが不足して、エアコンが教室についても動かないといったようなことになりそうな自治体が出てきています。一方、愛西市では、6月末までに設置するという説明を受けてきましたが、この工事完了日を7月末で契約していることがわかりました。なぜ7月末の契約になったのか、そして6月末の稼働に間に合うのか、お伺いをいたします。

2つ目の質問です。

介護認定の要支援者へのサービス低下の問題です。

平成25年の介護保険制度改正により、要支援の方々の訪問サービス及び通所サービスが今までのように国統一の制度ではなく、市の責任で行う総合事業のサービスになりました。昨年の平成30年度は総合事業本稼働の年でしたが、今まで通っていた事業所のデイサービスに行けなくなった、以前は1日行けたのに半日しか行けなくなった、風呂に入れてもらえたが、入れてもらえなくなった、そんな声をいただいております。民間事業所には、要介護認定の方々の利用がふえているのではないのでしょうか。要介護の方々の利用日数は、要支援の方の平均3倍であるだけでなく、手助けが必要なことも多く、人手が必要になりますので、その分、要支援の方々の受け入れが困難になってくるのは当然であります。

そこで伺います。市は、要支援の方々にしわ寄せが行っていることを把握しているのでしょうか、お答えください。

そして、3点目です。

空き家対策と住宅確保に困っている方々への支援についてお伺いをいたします。

こちらのお配りしております資料の中に、こういったグラフが書いてあると思っております。こちらのグラフです。これは、国交省が説明会に使った資料で、大家さんが貸したくないという思いのある対象について書かれております。ひとり暮らしの高齢者には65%、そして生活保護世帯には60%、高齢者のみの世帯には55%、ひとり親世帯には14%の賃貸への拒否感があります。出て行ってほしいがゆえに家の修理もしてくれないとかの事例もあり、次の家が見つからず、雨漏りやすき間風がひどい家に住み続けている事例なども上がってきています。また、一人で大きな家に住んでいて、家を売却して借家に住みたいと思っても、高齢者がゆえに貸してくれないという、そんな困っている方々もいらっしゃいます。

そこで伺います。住まいで困っている世帯の把握をしているのか、ケアはできているのかに

ついてお伺いをいたします。

4点目です。

児童館での中高生の居場所づくりについてお伺いをいたします。

この問題は、一般質問でも、議案質疑でも何度か取り上げてきております。児童福祉法で、子供は18歳までであり、児童館運営ガイドラインにも、さらに詳しく中高生の居場所づくりのことが示されるようになりました。中学校での部活動縮小及び高校生の不登校や退学問題からも、この中高生の居場所づくりについては大変重要な問題であると思っております。今後、どのように進めていくのか、また次年度の予算の策定もありますので、今後の方針についてお伺いをしたいと思います。

そして、最後の5番目の問題でございます。

一部事務組合に構成自治体からの職員派遣について質問をいたします。

3年前に、議員になって何度も環境事務組合の議員になりたいということを訴えておりましたが、念願の環境事務組合議員になり、それなりの議員としての活動に専念してまいりました。また、愛西市議会では、行政運営の透明化、行財政改革などに取り組んできましたが、一部事務組合議員になって思ったことは、市町村同様、一つの地方自治体でありながら、行財政改革が進んでおらず驚くことばかりでした。情報公開請求をしても決定通知書はない。入札結果は誰もが閲覧できるようにしておかなければならないのに、その仕組みができ上がっていない。監査請求に該当するにもかかわらず、門前払いがされる。複数者で見積もりをするのは当然でありながら、1者見積もりで行っている。談合を避けるための工夫がされていない。こうした抜け落ちた行政運営に、私は大変驚きました。職員OBが事務局に入っているような一部事務組合では、ここまでのことではないと思いますが、そうでない一部事務組合は、今からでも行財政改革に取り組むべきです。

そこで伺います。構成自治体から行財政改革のノウハウを組合に伝える仕組みはあるのでしょうか、なければ職員派遣などの対策をすべきと思いますが、市の見解を求めます。

これで総括の質問を終わります。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

それでは、エアコン設置についてお答えいたします。

現在、エアコン整備工事を進めております。工期につきましては、契約時におきまして、人的な不足、物的な不足などの要因を鑑み、契約期間を7月末までといたしました。

進捗状況でございますが、6月末には全ての学校の室内機、室外機の取り付けは完了する見込みです。しかしながら、キュービクルの入れかえが7月上旬でしか実施できない学校が一部ございますので、現時点では、7月の第2週初めには全ての学校が試運転可能になると確認しております。以上です。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

要支援者の方々の民間事業所への受け入れについてでございますが、現状では、要支援者事業対象者がサービスの利用を断られるということは聞いておりません。ただ、1日の利用では

なく、半日の利用であれば受け入れ可能としている事業所はあるようでございます。また、介護支援専門員が受け入れ可能な事業所を探すといったことはございます。

次にもう一つですが、空き家の関係で、福祉部局では、住まいで困っている世帯の数としては把握しておりません。生活困窮や高齢者の生活等に関する相談で窓口にお見えになった際に御事情をお聞きする中で、対応をさせていただいている状況でございます。

#### ○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

4番目の中高生の居場所づくりについてお答えさせていただきます。

児童館の利用者は、多くが小学生でございます。中高生の利用につきましては、土曜や夏休みなどの長期休暇に卓球などを楽しむために来館されるのが現状でございます。今後につきましては、平成30年10月に児童館ガイドラインが改正され、中高生の受け入れ可能な環境づくりに努めるよう見直しされていることから、児童館職員と情報を交換していきながら、中高生の居場所づくりについて進めていく考えであります。以上でございます。

#### ○企画政策部長（宮川昌和君）

私のほうから、行財政改革のノウハウを組合に伝える仕組みということで、こちらにつきましては、ちょっと私のほうではまだ聞き及んでおりません。それにかわる職員の派遣ということでございますが、職員の派遣につきましては、組合からの要望、あと構成団体の取り決めがなされれば派遣することは可能だと考えております。以上です。

#### ○6番（吉川三津子君）

それでは、再質問を順次させていただきます。

まず学校のエアコンの問題ですけれども、愛西市においても変電の機械が足りないということで、多少はおくれてくるのではないかという御答弁だったと思います。これは、今、学校によってというお話ですけれども、一斉に第2週から始めるのか、動くところは早くから動かすのか、その点について確認をさせていただきたいということと、それからこれから何度以上だとしていいとか、冬場はこうだとか、運用マニュアルというのが必要になっていっていますが、それについて、できているのであれば、大まかな内容を教えていただきたいと思います。そして、あとは保護者への説明、いつごろからエアコンがつかますという説明についてはどう考えているのか、3点についてお聞きしたいと思います。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

まず運用基準です。現在、その原案をつくりまして、近々教育委員会のほうでその内容を検討するという予定をしております。

それから、運用の開始でございます。早いところは6月中旬には試運転可能、遅いところは7月の第2週初めというふうで、各学校でばらつきがございます。ただ、一律に一斉にやるという考えではなく、当然、天候、運用基準の外の気温、そういった点を加味しながら柔軟に対応していきたいと考えております。

また、保護者の皆様につきましては、当然、エアコンの関係について学校側から周知、さらにエアコン以外の熱中症対策についての周知を学校側から保護者の方にしていただきたいと思います。

えております。以上です。

**○6番（吉川三津子君）**

一斉ではなく順次ということですが、これは小学校優先になっているのか、お伺いをしたいと思えます。

それから、運用マニュアルについて、主な内容について先ほどお聞きしましたので、どのような内容が含まれているのか、お聞かせいただきたいと思えます。

それから、保護者への熱中症対策についてお知らせをするということですが、具体的にどんな内容をお知らせするのか、教えていただきたいと思えます。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

まず小学校が優先かということよりも、完成したところからという考え方でいきたいと考えております。

それから、運用基準の主なもの、まず当然、これは夏季の熱中症対策としてのエアコン設置でございますので、まず夏場に限定をしております。室温が28度で設定、それから職員室での一括管理で、あとは現場でのそれぞれ教室の場所によって差異があると思えますので、そこら辺の柔軟な対応、そういった点を考慮した基準を設けようというふうで、今、教育委員会のほうにかける準備をしております。

それから、保護者への熱中症対策です。当然、飲料水の確保、それから首に巻く冷タオルですか、そういった熱中症対策への対応、こういったものを各学校それぞれ基準を持っておりますが、ある一定のラインで愛西市としての統一基準を設けて、それを保護者の皆様方に周知をして運用していきたいと考えております。以上です。

**○6番（吉川三津子君）**

それでは、小学校優先に工事を進めたわけではなくというお話かなというふうに思うんですが、あとは冬場は使わないんだと、今までどおりで夏場だけの運用になっていくということなのか、その辺ももう一度確認をさせていただきたい。

それから、私、この飲料水の問題が先ほど出ましたが、ランドセルが重いという問題、あわせて飲み水を持ってくる水筒が重いという問題は統一の問題だと思いますが、その辺、夏場の荷物軽減に対して、飲み物をいっぱい持っていらっしゃいよという指導をこれからもさらにされるのか、学校である程度、飲料水なり飲み水、飲めるような状況にされるのかお伺いしたいです。

それは、先日、暑いときがありました。そのときに、学校でこんなことがあったんですよ。水筒を忘れた子がいました。そのときに、水道水、前回の議会で飲んでいいとおっしゃったんですけれども、ろ過がうまくいっていないから、水を飲むなという学校がありました、水筒を忘れてきた子にね。それから、学校の帰り道、通学路で水筒のお茶を飲むなど、そんな指導もされているわけですよ。

こういった状況に対して、やはり学校にさらに熱中症に対する対応について、先生方に統一した見解を持っていただくべきと思えますし、水道水を飲むに当たって、装置の不備があるな

らばきちんと直すべきだと思いますが、その辺について、どのような改善をされたのか、課題があるのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

まず小学校優先のエアコン設置かということですが、今回、設置数とか場所的な考え方から、6グループに工事を分けて入札を行っております。したがって、小学校と中学校が組み合わさったグループもございます。その中で、キュービクルの解消を要するといった学校につきましては、やはり工期が若干おくれたと。それ以外は、6月中に順調に進んでおる状況です。

それから、冬場の関係です。まず子ども、酷暑は一つの災害という建前のもとにエアコン設置工事を積極的に進めてまいりました。まず、この夏の運用状況、当然、電気代、ガス代等、いろいろ経費のほうもかかってまいります。どのぐらいかかるのか、そういった点を考慮しながら、運用についてはまた検討をしていきたいと考えております。

それから、水道水の関係です。先ほど議員から御指摘のあった学校名を後でお教えてください。私どものほうとしても、そういった対応が本当であったのかどうかきちんと確認をいたしまして、そういった指導をしていきたいと思っております。

それから、飲料水の関係、水道水については当然飲めるものとなっております。議員おっしゃられるように、夏場、飲み物が足らなくなったとき、全ての児童・生徒の飲料水を学校側で準備するのは物理的に無理です。ですから、保護者の方にそういった点に御配慮をいただきたいということ、そういうのをお願いしたいと思っておりますので、その点は御理解をいただきたいと思います。以上です。

#### ○6番（吉川三津子君）

小学校優先で工事が進められなかったという事情はわかるんですけども、そこら辺の配慮が大変不足しているのではないかなということを感じずにはられないわけです。

あと、私も飲み水全てを学校で用意しろなんて、前回の質問の中でも一度も言ったことはありません。重いので、ある程度用意できないのかと言っているわけですので、その点、ぜひ配慮いただきたい。ランドセルがかなり重いんですよ。親さんの中では、夏場だけでもランドセルではなく、リュックサックにできないのか、そんな話も出ているぐらい、子供たちにとっては。この間、ある小学生は、ランドセルと持ちかばんで10キロありました。そこに水筒が加わると11キロなんですよ。それを持って学校に通う子供の状況、それをちょっとイメージして、ある程度、学校での飲み水確保というのは、これからもちょっと努力していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それからあと、この入札について数点お聞きしたいんですが、他の自治体についても調べました。エアコンの工事は、管工事とか電気工事なので、管工事業者とか電気設備事業者のところ限定した入札がされているところが多いんです。そういったところを選んでいるところは、落札率が低い傾向があります。これも私もずっと調べました。なぜ、愛西市においては、一般競争入札でされているところなんか、2社ぐらい最低価格を下回って失格するという、後でもっと安くすればよかったと、行政が反省しているところもあったわけなんです、なぜ一般

競争入札をせずに、地元の建築業者に指名を絞って指名競争入札をしたのか、その点についてお伺いをしたいということ。

それから、6つに分けられました。13者が10者ずつこういうふうに分けて指名されて、入札がされているんです。同じ時期に6つされているんです。間違えば、この6つ同じ業者が落札したかもしれない。でも、うまく分担されているんですね。そういったところから、私は、これは本当に談合の疑いを持たれても、疑義を持たれても仕方のない入札の行い方だろうというふうに思っているわけです。やはり行政運営として、談合が疑われないような入札を行うのは行政の役割であります。

そこで総務部長のほうにお伺いしたいんですけれども、こういった入札を行うに当たって、私もこの談合問題を何度も取り上げてきておりますけれども、それなりに愛西市では談合が起きないようにさまざまな仕組みに変えながら行ってきておりますが、公正取引委員会での研修会、さまざまな研修会がありますが、そういったところでの勉強はされているのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

#### ○総務部長（奥田哲弘君）

当市におきましても、愛知県公共事業発注者協議会とあって、県、市町村、それともろもろ一組も入っておりますが、そういうところが主体となって、工事の請負のルールであるとか、入札談合の関与防止、それから暴力団排除、そういった研修を職員に受けさせ、対応をさせていただいているところでございます。以上です。

#### ○6番（吉川三津子君）

私も入札結果をずうっと見て、さまざまな疑問を持ちました。やはり疑惑を持たれるような入札の仕方というのはふさわしくないので、今後、全部署において、総務部が中心になっていくと思いますが、しっかりとその点は見えていただきたいというふうに思っております。

そして、業者選定においても、建築業者をなぜ選んだのか、ほとんどが電気工事なんです。建設屋さんがかかわるところはごくわずか。そうすると、マージンがそこで取られるわけなので、当然高くなるのが当たり前です。行政においては、最低限の支出で最大の福祉を達成するのが役割でございますので、ぜひその点については今後気をつけて、入札のほうの実施をお願いしたいと思います。

それでは、2点目の要支援者へのサービス低下についてお伺いをしたいと思います。

民間事業所のほうからも、要支援者の受け入れを渋る声というのは聞こえてきています。要支援の方を受け入れると、要介護の方たちの利用がふえてきているので、お風呂に入るのにも、要介護の人たちは機械を使ったりとかして、自分で入れないので、やはりいろんなサポートが必要になってくるんです。要支援の方たちがふえると、そういった要介護の方たちに十分なサービスができない。だから、少し控えてほしいという声が聞こえてきています。

そして、要支援の方々は利用料が安いので、要支援の方をたくさん受け入れると、経営上厳しくなるという声も聞こえてきています。そして、上から、要支援の人はできるだけ受け入れるなという指示がされている民間事業所、そしてケアマネの方たちは、一生懸命、要支援のケ

アプランをつくっても、それが実際にサービス利用につながらない事例が多いので、結局は、利用してもらわないとケアプランに対する料金が払われてこないもので、そういった面で、要支援の方々を敬遠する声というのが、実際、現場で働いていらっしゃる方から伺った声です。

今回、この問題を取り上げるに当たって、最初はいろいろ市のほうに聞きに行きましたが、要支援の人で困っている人は聞いていない、ケアマネジャーからも聞いていないということをかたくなに言われたわけです。それで、一生懸命、やはりデータの裏づけが必要だろうということで、こちらのほうの第7期介護保険事業計画、高齢者福祉計画のほうの数字と実績等、ちょっとひもといてみました。

そこの中で、平成28年と平成30年度を比較してみますと、平成30年度というのは、要介護者の利用、通所サービスに絞ってですけれども、予想以上にふえているんです。最初は、見込みは733人だったのが790人に膨れ上がっています。予想よりかなりオーバーなんです。実際の平成30年というのは、人数は要支援が53人減っていますが、要介護は、平成28年に比べて103人もふえているんです。これは、人数だけの問題ではなくて、先ほど申し上げたように、要介護の方たちは、週平均4日から5日使われます。要支援の方は1日か2日なんです。ですから、人数以上に、民間事業所のほうの負担は膨らんでいる。

それから、先ほど申し上げたように、手助けが要介護の人たちは必要なので、人手も必要になっている。そういうことを考えれば、この愛西市で介護事業所はそれほど多くなっているわけではありませぬので、誰が考えても行き場がなくなっていることは明らかではないか。次年度からの要介護とかの予想の見込み値が示されていますけれども、どこを見ても、かなりの数がこれからふえていくんです。

今、市のほうは、この要支援の人たちの総合事業で、現行の介護事業と緩和の部分で民間の事業所をお願いをしている。要介護の人たちも民間の事業所をお願いしているということで、総合事業の現行と緩和型の部分と、それから介護給付の部分で民間の事業所が担っていらっしゃるんですけど、どう考えても、受け入れがいっぱいになっているし、今年度、本当に要支援の人たちの行き場というのは困ってくるなということが手に取るようにわかるようなデータがもうこの計画の中に示されているんですね。こういった数字でも、もう既にこの計画書にあらわれている。そして、見込み値よりも大きな数字で要介護者の利用がふえている。そんな状況に対して、市はどのような対策を考えているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

今後ということでお答えさせていただきます。

今後につきましては、高年齢化が進みまして、要介護者が増加することが予想され、要支援者の介護サービスの利用は、一層厳しさを増してくるものと考えております。要支援者の受け入れができる介護事業所や住民主体型のサービスの確保は、非常に大きな課題であるというふうに捉えております。総合事業につきましてもいろいろ課題もございますが、これからも一生懸命取り組んでまいりたいというふうには考えております。以上です。

**○6番（吉川三津子君）**

先ほど、総合事業の中での民間事業所というお話がありましたが、多分、これから介護給付のほうだけで手いっぱいになっていくだろうというふうに思わざるを得ない状況だと思います。そうすると、何が重要になってくるかという、住民主体しかなくなってくるのかなあ、最後は。そんな思いでいるわけなんですね。これで、この4月から、また国のほうは、要介護1・2も総合事業に通所と訪問を入れる協議を始めました。これは、2年ぐらい前ですか、一度始めたんですが、市町村の反対があって国は挫折しているんですが、再度、この4月からまたその協議を始めているわけです。要介護1・2というどれぐらいなのか、皆さんにも資料をお渡ししていますが、実際に要介護1とか2ですと、自分の周りの世話に何らかの介助が必要だったり、立ち上がりとか歩行に支えが必要だったり、自分で動くということがとても危険というか、そんな方たちまでが総合事業のほうにおいてくるんだらうと。国はやる気だと思います。

そんな状況で、こういった住民主体のサービスなりサロンというのがとても重要になってくると思います。よく高齢福祉課にも伺って、愛西市はサロンがこんなにたくさんあるからすばらしいとおっしゃるんですけども、私が思うには、今あるサロンは、今までからずうっとあったサロンで、新しくできたサロンというのは、本当に数えるほどしかないんだらうというふうに思っています。

これから、どのようにこの住民主体サービスを進めていくのかということについて、2点、私のほうから提案をさせていただきたいというふうに思います。それは、今、住民主体でサービスなり、生活支援なりをしてくださる民間の市民活動の方たち、そこを大きく広げていく必要があり、民間の人たちには本当に介護度の高い人たちを助けてもらう必要があるんですが、今の補助金の仕組みですと、月に2回やろうが、毎日やろうが、上限が5万円、補助金がですね。そうであるならば、常設の住民主体の通所施設、サロンができ上がるわけがないんですよ。ですから、リードしてできるところは、他の団体の見本、モデルになるような補助金の出し方をし、月に2回ぐらいのところは上限が幾ら、常設でやるところは補助金が幾らという、そんな差をつけていかなければ、受け入れる受け皿はいつまでたっても大きくならないと思うんですね。その辺の見直しをぜひすべきだというふうに思います。もう本当にお年寄りの行き場なくなるんです。おうちにじっとしているしか仕方がなくなるような、それが現状だと思って、私は相当、平成25年から危機感を持っています。ですから、その補助金の組み方、ぜひ検討をしていただきたい。予算策定の時期になってきますので、その検討が必要だらうということ。

それから、もう一つ、私はずうっと課題に思っているのは、社会福祉協議会のサロンです。どこの自治体も、この社会福祉協議会のサロンを頼りにしているのは事実です。でも、私が聞きに行くと、連絡先は教えられないとか、どんなことをやっているのかも教えてもらえない、そんな状況がこの愛西市の社会福祉協議会のサロンなんです。社会福祉協議会には、市からの補助金がたくさん行っています。そして、社会福祉協議会の会費は、総代さんを通して、私のところなんかもう班費から天引きで支払われちゃうような状況なんですけれども、赤い羽根の

募金もほとんどの人がするような感じで集められていて、本当に公的な機関です、社会福祉協議会は。その中で、補助金を出して、公表ができない団体があるというのは、私、いろんな自治体の会議とかにも参加させていただいて、どんなことをしているのか、そんなことも聞いてくるんですが、この話をすると、どこの自治体もびっくりされるんですよ。ですから、もう少しこの社会福祉協議会に協力いただいて、このサロン、地域の人みんなが参加できるサロンというのをつくり上げていくということが、介護度の低い人たちの行き場づくり、サービスづくりになっていくと思います。

社会福祉協議会のほうに聞くと、社会福祉協議会のサロンは、介護サービスのサロンとは違うからと。仲よしの人たちが集まってやっているところもあるから公表できないとおっしゃるんですね。だから、その辺のところ、もうでき上がったところについてはやむなしかもしれませんが、新たに組織的に動いていくところについては公表が原則。これは、地域福祉事業ですので、この社会福祉協議会がやっているのは、全国で繰り広げられている小さな地域で福祉をつくる事業の一環だと思いますので、地域での公表はされるもの。地域の人を受け入れられるところにこんな補助金が行く、そういった仕組みをぜひつくっていただくような協力を求めていくべきだと思います。2点提案をさせていただきましたが、その点について市の見解のほうをお聞きしたいと思います。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それでは、2点についてお答えさせていただきます。

まず最初に、総合事業ですけれども、愛西市につきましては、29年4月から事業を開始し、30年から本格的な運用ということにさせていただいております。このサロンを初め、いろんな住民主体の補助金につきましては、毎年見直しをかけているところでございます。先ほど、御提案がありました日数に応じた補助金の限度額、それも一つかと思っておりますので、よく内部で検討してまいりたいと思います。

また、社会福祉協議会のサロン活動への補助金につきましてでございますが、こちらにつきましては、全ての団体で公表できるのかどうかということもございしますが、当然、地域でしていただく活動でございますが、公表できる団体については公表していただくよう、お願いをしてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

#### ○6番（吉川三津子君）

ぜひ検討していただきたいと思います。

これは、蟹江町が出している社会福祉協議会のサロンの冊子なんです。写真とかもついて、どこでやっていますよとか、何曜日にやっていますよということで広くこういった呼びかけがされているんです。これは、東郷町にもありましたし、いろんなところにあるのに、愛西市は公表もしていただけないというような状況ですので、ぜひその辺の呼びかけ、改善のほうはお願いをしたいと思います。それからあと、まだほかの冊子を見ると、集会所とか地域の公民館を使って運営がされています。愛西市については、まだまだ地域の公民館への理解というのが不足しています。その辺もあわせて、サロンを開くにも場所が要ります。それもやっぱり使い

勝手のいい、予約のしやすいところでないとなかなか広がりませんので、その点もあわせて要望しておきますので、改善のほうよろしく願いいたします。

それでは次に、住宅確保で困っていらっしゃる方の問題についてお伺いをしたいと思います。

きょうお話しするのは、国土交通省と厚生労働省が一緒になって行っているセーフティーネット住宅についてであります。居住の右側のところに要配慮者とあるんですけれども、高齢者、先ほどからお話ししているような高齢者とか生活保護、ひとり親の方たちがおうちを借りたくても借りられない。大屋さんのほうは、もしかしてお年寄りに貸しちゃって、一人で亡くなっていたらどうしようとか、身寄りがなくて、亡くなった後、遺品とか何かいっぱい残されちゃったらどうしようと、そんな不安をお持ちなんです。

ですから、なかなかうまくいかないんですけれども、貸す大屋さんのほうには、貸す前にバリアフリーとか住宅改修のほうにセーフティーネット住宅、こういった人に貸してもいいですよという登録をするんですけれども、県のほうに。そういったことを前提に、改修費が国のほうから3分の1、地方自治体が認めれば3分の1で、3分の2の補助、最大得られるような仕組みです。それから、家賃についても、ちょっとこういった方々だから安くするための家賃補助もついています。そして、あと使われる方については、居住支援法人とか一般の不動産屋さんが紹介していくんですけれども、住んだ後の見守り、遺品整理、お葬式、そういったもののサービスも御提示しながら、地域で孤立しないような支援をしていく、そんな仕組みが今国土交通省と厚生労働省が進めている仕組みです。

こういった勉強をしてきて思ったのは、今、愛西市には、この色がついているところが大体市街化区域なんですね。都市計画法の中では、市街化を進めていかなければいけない区域として、愛西市は指定をしているわけです。これが、愛西市がせんだって空き家の状況を調べたんですけれども、老朽化している老朽化していないということで色分けがしてあるんですが、市街化区域においては、かなり新しい住宅が残っているんです。そこを私はこういったセーフティーネット住宅に登録いただくことによって、住宅で困っている方々を受け入れる、もしくはこれから子育て世代をこの地域にふやしたいならば、子育て中の人に限るとか、高齢者に限るとか、いろんな条件を付すことができるので、私も勝幡駅周辺を若者が住むような地域にするということを何度も提案してきているわけですが、そういった住宅改修により、ひとり親家庭の方たちとか、低所得の若者世帯とか、そういった人たちをこういった市街化区域に受け入れるということも一つの案ではないかなというふうに思っています。その点について、どうお考えなのかお聞かせをいただきたいと思います。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

市街化区域の住宅等の物件は、市街化調整区域に比べ資産として利用価値がはかられやすいと思いますけれども、全国的にも都市の内部において相当程度の分量で発生している状況だとは理解しております。空き家のセーフティーネットの登録につきましては、その住宅の所有者、管理者のほうに登録するというので、市として今後、福祉部局と協議しながら進めていければとは思っております。以上です。

## ○6番（吉川三津子君）

やはり、この仕組みについて市ともいろいろお話をさせていただいて、まだまだこの仕組み自体が市の担当部署でも理解度が低い状況なのかなというふうに思うんですね。やはりこういう仕組みがありますよということを家主さんに提供しない限り、これは進まないわけですよ。ですから、朽ち果てていくのを待つと、この間も回覧板で回りましたが、ある不動産屋さんが空き家を買いますみたいなのを回覧板で回されましたよね、市のほうがね。ああいった情報がなければ一步も進まないと思いますので、こういった方法もありますよと、朽ち果てれば、後かなりの投資になります。

このセーフティーネット住宅では、先ほどいろんな補助金の話もしましたが、借り入れに対する制度もあるんですよ、ローンを組む。改修費で3分の1なら3分の1を国が持つ、残りは自分が持つ。それに対するローンの仕組みも国交省のほうは提示をしているわけなんですね。そうすると、月々家賃がこう入ってきて、スムーズに返済もできていって、将来的な負担というのはなくなりますよねという、この間の回覧板に書いてあるようなことがこの仕組みでも使えるのだろうというふうに思っております。今後、ぜひ愛知県のほうの協議会も立ち上がっておりますので、しっかりその辺のところの情報も得ていただいて、不動産屋とか、居住支援法人もありますので、そこと連携しながら問題解決、これから高齢者の独居がすごくふえます、愛西市でもふえます。この問題、大きな問題になっていきます。現下、私も今かわりを持っていて、これから何とかしていかなきゃいけないなという問題だと思いますので、ぜひその辺のところの勉強なり、進めるなりしていただきたいと思いますが、その点、最後に市長のほう、どのようにお考えなのかお聞かせいただきたいと思っております。

## ○市長（日永貴章君）

空き家の件につきましては、現在も会議等を進めておりますけれども、やっぱりさまざまな課題、所有者、そして近隣の住民の方、そして我々自治体ということで、いろいろな課題がございますけれども、やっぱり安全に暮らしていただくためには、こういった問題につきましても、国・県の指導をいただきながら、いい方策を考えていきたいというふうに思っておりますし、きょう議員からいただいた情報につきましても、しっかり関係部署が連携をして、情報共有をして進めていきたいというふうに考えております。以上です。

## ○6番（吉川三津子君）

よろしくお願いたします。

共同住宅に改修したりとか、共同スペースを持ったりとか、さまざま融通のきく改修ができるはずですので、ぜひその辺も踏まえて、高齢者支援、そして子育て支援、生活保護者の支援、その辺と空き家対策を組み合わせた新しい事業として進めていただきたいというふうに思っております。

それから、4番目の中高生の居場所づくりについてお伺いをしたいと思います。

これは、何度も何度も取り上げてきていて、私がこれになぜこだわるのかということは、やはり私たち大人というのは、子供たちが社会に出てちゃんと大人として暮らしていけるまでサ

ポートするのが私たち大人の役割だというふうに思っています。そうした中で、中高生への支援というのが本当にすっぱり抜けているなど。中学生同士が話し合い、議論し、そういったことによって子供たちは成長していく、いろんなアイデアを出す機会を提供することによって成長していくということを、子供たちとかかわりながら感じているわけなんですね。毎回、お伺いすると、これから検討していきますとか、これから考えていきますというところの答弁にとどまっているわけなんですけれども、具体的にこんな方向で進みつつあるとか、そんな事例があればお聞かせをいただきたいと思います。

#### ○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

中高生にとって、平日の夕方に関しましては、実際のところ、児童クラブの利用が多く、利用はしづらいついて考えております。参加しやすい土曜日や夏休み等の長期休暇において、各施設ごとに工夫を凝らしていただいて、居場所づくりに取り組んでいただき、その方法とかマニュアルというか、やり方を各児童館でもって共有してやっていきたいと思っております。以上でございます。

#### ○6番（吉川三津子君）

本当に中高生の居場所と言えるのか、卓球をしに来る程度で、今、中高生の来ているカウンタがされているのが現状で、児童館としての中高生へのかかわりが本当にできているのかなというのは、いささか疑問に感じる部分があるんですけれども、今現在、この児童館の館長会にしても年に1回とか2回とか、本当に数えるほどしかされていないのが現状だと思います。そういったところで、やはり館長会の意見交換により、ある程度、全体のスキルアップを図っていくということが必要だと思います。館長会を開くのが市の職員の負担になるのであれば、館長が順番に議事の担当をしていけばいい話ですので、ラフな形で意見交換ができる館長会というのをすべきだろうというふうに思っています。

その点についてどうお考えなのか、1点お聞きしたいのと、今の児童館の現状で、夏休みなんか、多いところは100人ぐらいあそこにいるんですよ、子供たちが。その中で、中高生が来られるような状況か。それで、普通の日、5時とか5時半に閉まっちゃう。中学生が来られる時間なのか。日曜日だといえば、児童館はお休みといった状況で、全くこの児童館に中高生を受け入れる体制ができていません。今後は、やはり開館時間の延長とか、日曜日の開館とか、そんなことも、児童館を居場所にするならば、検討していかなければならない。

そして、多分、ここでも居場所づくりをしなければいけないけれども、不十分だと思います。佐織の公民館の1階にはもうちょこちょここと、小学生の高学年とか中学生がたまっています。あそこをもっと中高生の居場所として快適な場所にする。それから、この市役所の南館、本当にすっぱりとあいて、とても使うにはいい場所だなというふうに思うんですね。そういったところも、中高生の居場所として考えていくべきかと思いますが、その辺について、今後、議論していく考えはあるのかなのか、その点についてお伺いをいたします。

#### ○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

まず、1点目の児童館運営委員会につきましてですが、協議する内容とか方法に応じて開催

はしていきたいと思っております。

また、2つ目の中高生の利用目的に沿った利用ということでございます。議員が言われますように、市役所の南館の1階の情報コーナーや佐織公民館のロビー、また中央図書館のリフレッシュスペースなど、中高生のニーズに合った利用をしていただければと思っております。以上でございます。

#### ○6番（吉川三津子君）

ぜひ進めていただきたいと思いますが、大人目線で進めるとうまくいきません。やっぱり中高生の意見を聞いて、どんな場所が欲しいのか、子供参画できちんと進めていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

そして、最後の一部事務組合の問題でございます。

私も今、環境事務組合と住民訴訟をしている立場ですので、その部分については避けて通りますけれども、今、環境事務組合には36名の正規職員なんです。6部署に分かれていて、少ないところだと4人ぐらいの正職員の部署なんですね。そこで、ほとんど部署間の人事異動はなく運営が行われている。そこで、入札とかが行われれば、事業者との関係というのは、大変密なものになっていくというのは、多分、職員の方たちはおわかりだと思います。ですから、市役所の中でも、3年ぐらいで人事異動があったりとか、そういった同じ案件の契約にかかわる人が長く続かないような、そんな工夫もされて、運営がされているのだというふうに思っています。

最近では、環境事務組合には、40億もの焼却炉の改修で随意契約で行われるわけなんです。それが数名の方たちで決められていく。そういったことに私はとても疑問を感じるわけです。ですから、愛西市でもかなり、5億、6億と年間、環境事務組合に出しているわけです。それが適正に使われているのか、ガラス張りにしてもらわないといけないと思います。私は、触れないと言いながら触れてしまっていますが、平成18年から今までほぼ同じ業者が同じような金額で落札している、1者見積もりで出してやっている。そんなことも発見したりとか、さまざまな疑問を感じてきました。この愛西市の中では、いろんな質問をしながら、本当にいろいろ頑張ってください、改善なり改革が行われてきましたが、こんな自治体がまだあるんだということを、申しわけないですけど、感じずにはいられなかったわけなんですね。

今まで、この環境事務組合でも、職員を派遣したりとかしていたんです。あるときからしなくなってきたんですね。もう一度、やはり定期的にそういうことはしていかなければ、行政運営というのは停滞すると思います。その辺について、多分、これを提案できるのは市長しかないと思いますが、こういった幹部会とか、管理者会とかあると思いますが、そこでぜひこういった職員の派遣、職員を派遣するとコストがかかると言われてれば、職員の入れかえでいいです。時々、組合からこちらに来る、こちらから1人出すというような交換でもいいですので、そういったことの提案をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○市長（日永貴章君）

一部事務組合への職員の派遣、また交流につきましては、先ほど議員は環境事務組合をおつ

しゃられました。現在、海部地区で一部事務組合、ほかにも海部南部水道企業団を初め、ほかのところもございます。また、ほかのところに対しましても、市から派遣をしているところもございます。今後、今、問題提起をしていただきましたけれども、市としては、それぞれ負担金をお支払いしておりますので、できる限り、その負担金は当然下げたいという意思是各自治体とも持っておりますし、やっぱり疑われるような執行状況をしていていただいでは困るということもございますので、そういった問題提起は当然、今後も、今までもしておりますので、していきたいと思っておりますし、職員の派遣という問題につきましては、一つの手法ではあると思っておりますが、やはりそれぞれの一部事務組合で職員採用もしておりますので、そういったことも加味しながら、今後、我々としては考えていくべき事案だというふうに認識をさせていただきましたので、また機会がありましたら、各首長さんたちとの会議でお話をさせていただいていこうというふうに思っております。以上です。

**○6番（吉川三津子君）**

今回、5つの質問をさせていただきましたが、本当に高齢者がふえる中で、この介護保険制度が一体どうなっていくのかというのは、本当に危機感を私は持っています。そして、この高齢者の問題は、若い人たちにとっては、自分の親の問題であって、介護の必要な親を置いて仕事を続けられるのかという問題だというふうに考えております。ぜひ子供についても、ひきこもりの問題とか、さまざま起きておりますので、しっかりと福祉のほうに目を向けて、税金投入するなり、サービスをつくるなり頑張りたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（鷺野聡明君）**

6番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとらせていただきます。再開は2時10分といたします。

午後2時00分 休憩

午後2時10分 再開

**○議長（鷺野聡明君）**

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、質問順位5番の8番・近藤武議員の質問を許します。

近藤武議員。

**○8番（近藤 武君）**

それでは、議長のお許しをいただきましたので、発言通告書に従い、今回は大項目1つ目として交通安全について、駅周辺の整備についてと歩道の安全対策について、大項目の2つ目として市民に対する健康施策について、その中で、本市における疾病の状況と歯と口腔の健康について質問をさせていただきます。

大項目の1つ目、交通安全について。

駅周辺の整備のことですけれども、愛西市には、JR、近鉄、名鉄とさまざまな公共

交通機関が通っております。合併前から、名鉄の藤浪駅高架化、愛西市が誕生してからは勝幡駅前整備が進んできております。現在、地元の要望や利用者の利便性の向上を目的として、まだ実施されていない駅の整備が議会でも議論されています。整備された駅周辺も、交通量の変化もあり、いろいろな御意見をいただいているところでもあります。

そこで、駅周辺の整備について、今回は藤浪駅周辺を中心に取り上げて質問をさせていただきますが、藤浪駅東の県道津島・稲沢線の歩道整備が進むのではないかというお話がありますが、藤浪駅高架化事業のときに、この路線の整備計画はなかったのか、またこの事業の整備に至る経緯、概要がわかるもの、整備スケジュール等を含め確認させていただきたいのと、今後の進め方をどのように進めるのか、お尋ねいたします。

次に、2つ目の歩道についてであります。まず市としての基本的な安全対策の考え方をお尋ねいたします。

次に、大項目の2つ目、市民に対する健康施策について。

本市における疾病状況について、本市の人口は、平成12年をピークに減少に転じており、全国的な傾向と同様に人口減少、少子・高齢化が進んでいる状況であります。一方、平成27年度、厚生労働省の人口動態統計結果において、本市における平均寿命は、男性が81歳、女性が86.5歳と、平成22年度の結果である男性79.5歳、女性85.8歳と比較して延伸している結果が出ております。

しかし、昨今は、平均寿命を延ばすばかりでなく、健康で活動的に暮らす期間、健康寿命を延ばすことが重要だと考えられています。健康寿命を延ばすための各種健康施策を進める上で、本市における疾病状況の把握は不可欠ではないかと考えております。そこで、本市の過去から現在における疾病状況及びその特徴についてお尋ねいたします。

次に、歯と口腔の健康についての質問であります。昨今、歯と口腔の健康は、全身の健康保持増進にとっても重要な役割があると言われております。平成30年6月15日、経済財政諮問会議で答申を得て、閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2018、少子・高齢化の克服による持続的な成長経路の実現、これは骨太方針においても、口腔の健康は全身の健康にもつながることから、生涯を通じた歯科健診の充実、入院患者や要介護者を初めとする国民に対する口腔機能管理の推進など、歯科口腔保健の充実や地域における医師歯科連携の構築など、歯科保健業の充実に取り組むとされております。そこで、本市における歯と口腔の健康に関する取り組みの内容についてお尋ねいたします。

以上で、総括質問を終わります。それぞれの御答弁、よろしく願いいたします。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

初めに、県道津島・稲沢線の歩道整備についてでございます。

藤浪駅高架化事業のとき、この路線の整備計画はありませんでした。地元から歩道設置の要望があり、西側の地権者との調整が整ったため、県に対し歩道整備の要望を行い、今回の整備事業が始まりました。今後につきましては、西側の歩道設置に向けて、用地測量調査を行っていくとのこととです。

次に、歩道について、市の基本的な安全対策の考え方ですが、地元要望や学校部局との合同点検などにより情報を集め、検討し、対応していきたいと考えています。以上でございます。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

それでは、疾病の状況でございますが、平成17年以降、本市において多い死因は、悪性新生物、いわゆるがん、心疾患、脳血管疾病などの生活習慣病となっております。愛知県海部津島管内市町村においても同様の結果となっております。

次に、歯と口腔の健康でございますが、歯の健康づくりの重要性が市民一人一人に認識され、歯科健診など、自分に合った歯と口腔の健康づくりに取り組むことにより、生活習慣病の予防など、生活の質、全身の健康の保持増進を図るために、平成26年度に愛西市歯と口腔の健康づくり推進条例を制定いたしました。この条例に基づき、乳幼児期から高齢期まで、各ライフステージにおける歯科疾患の発症及び重症化予防のために、母子歯科保健事業並びに成人歯科保健事業の取り組みを進めておるところでございます。以上でございます。

**○8番（近藤 武君）**

それぞれの御答弁ありがとうございました。

それでは、大項目の1つ目の交通安全について、駅周辺の整備について再質問をさせていただきます。

藤浪駅東の歩道整備について、藤浪駅高架化事業時にはなかったとのお話であります。現在、藤浪駅周辺整備に関する都市計画マスタープランへの位置づけはどうなっているのか、お尋ねいたします。

**○産業建設部長（山田哲司君）**

藤浪駅前広場を含む周辺の都市計画道路については、平成5年に着手された名鉄津島線高架化事業を契機に整備が行われました。現行の都市計画マスタープランでは、交通結節点機能の強化と未着手の都市計画道路の整備を促進するとともに、駅前広場の整備や駅主要施設を起点とした新たな主要道路の整備を検討するものとしています。

また、具体的な路線は示していませんが、全ての歩行者が安全に移動できる歩行空間を連続的に確保するよう、駅前や主要施設周辺を中心にバリアフリー化に努めるものとしています。

**○8番（近藤 武君）**

ありがとうございます。

現在の都市計画マスタープランの中では、交通結節点機能の強化と未着手の都市計画道路の整備を促進するという方針の中で、この事業が進んでいくことがわかりましたが、今年度策定するマスタープランへの位置づけをどう考えているのかお尋ねいたします。

**○産業建設部長（山田哲司君）**

都市活動を支える道路、鉄道などの交通網は、将来、都市構造を構成する重要な要素となるため、今年度から策定するマスタープランにおいても同じ観点で位置づけすることになります。交通施設整備の方針の中で、都市計画道路を初めとした県道を含む各路線において、広域的な骨格軸となる主要幹線道路、周辺都市との連絡を主眼とした都市幹線道路、市内各地域を連絡

する地域幹線道路、全市レベルでの交流拠点となる地域主要道路といった道路機能を位置づけ、市街地等の円滑な交通、安全を確保するための道路網整備の方針を検討して、整備したいと考えております。

**○8番（近藤 武君）**

ありがとうございます。

現在と同じ観点、視点の中でマスタープランへの位置づけをしていくということはわかりました。

ここで、少しちょっと違う観点から質問をしたいのですが、この場所の歩道設置について、清林館高校が本市に来られたことと関係があるのか、また西側が進めば、東側の整備も考えているのか、お尋ねいたします。

**○産業建設部長（山田哲司君）**

清林館高校との因果関係はなく、地元の調整が整ったことによるものと考えております。西側の事業が順調に進むことができれば、東側への事業も地元との調整ができ次第、進めていきたいと考えております。

**○8番（近藤 武君）**

ありがとうございます。

この歩道整備に関して、清林館高校が愛西市に来られたこととは関係がなく、地元の調整が整ってきたことによるもの、また西側の事業が進めば、東側も地元の方々と調整しながら進めていきたいということがわかりました。

続いて、質問をしていきたいのですが、藤浪駅の改札口が2カ所から3カ所に増設された経緯をお尋ねいたします。

**○産業建設部長（山田哲司君）**

改札口につきましては、清林館高校の生徒が利用者としてふえたため、市から名鉄に対して要望したことにより増設されました。

**○8番（近藤 武君）**

ありがとうございます。

今まで、通勤・通学時間にかなり混雑をしているという状況があったと聞いていました。市として、名鉄側と協議をし、今回の改善をしていただけたことは、利用者にとってとてもよかったのではないかと考えております。

今度は、藤浪駅北側の道路について質問をしていきたいのですが、藤浪駅の北側、県道甚目寺・佐織線ではありますが、この路線、津島市、あま市の学校の近くには歩道橋が整備されております。藤浪駅周辺、北河田小学校周辺へ歩道橋設置の要望が過去にあったということをお聞きしておりますが、なぜ実現できなかったのか、また学校近く、児童・生徒が横断するのに、歩道橋がつかない理由などがあるのか、お尋ねいたします。

**○産業建設部長（山田哲司君）**

現在は横断歩道のほうがあります。設置時に皆さんの要望をお聞きした中で、現在のように

なっております。また、横断歩道橋は、通常、交通量、横断歩道の有無、用地の確保等の状況により歩道橋の設置を検討しております。以上でございます。

#### ○8番（近藤 武君）

ありがとうございます。

今現在、藤浪駅のところは、皆さんの要望の中で、当時、歩道橋の設置ができず、横断歩道の整備になったことはわかりました。

この横断歩道があるところでは、以前、藤浪駅が高架化になる前、南北の人の流れがありまして、重要な動線であるということも確認しております。この路線を利用するドライバーの方から、交通の流れが分断されてしまうという声や、児童が横断するには、この横断歩道は危ないのではないかと声をいただいたことが私自身ありました。今現在、それらの対応として、警察との協議を進め、信号のタイミングを調整してもらい、交通の流れを以前よりスムーズにさせていただいております。また、小学校に訪問して、児童の登下校時の話を伺ったところ、先生を含め、地域の見守りの力をいただいて、交通安全に取り組んでいるとのことで、横断歩道も安全に注意して利用しているとの話でありました。

これまでの藤浪駅周辺整備、歩道設置への取り組みというものは、今の話の中で、県道ということもあり、県を初め、地元の県議とともに、前の議員でありました八木一さん、地域の方々と協議を進め、現在のところまで進んできております。地域の方々とこれからもきちんと協議をしていただいて、安全対策を最優先に歩道設置を進めていただきたいのと、駅周辺の安全対策にはこれからも注意していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

また、話を少し変えますが、先日、清林館高校に訪問して、生徒さんの登下校時の状況についても伺ってきました。登校時には、約1時間の間に藤浪駅を約1,000人の生徒が利用し、駅の南側の交差点で大混雑しているそうであります。また、指定の通学ルートは、隣接の津島市さんの歩道を使用しており、先生を含め学校関係者15人程度でそれぞれの危険場所に立って、生徒の通学の安全に努めているそうです。高校は愛西市にあります。通学路は津島市にもまたがっていることもあり、愛西市だけでは対応できないところがあると思いますので、状況を把握して、関係機関と協力し、できるだけの対応をしていただければと思っております。

続いて、歩道全般について、総括質問のところでも基本的なことについてお答えをいただきましたが、以前の議会でも、私自身の一般質問で通学路の安全対策の話を取り上げて質問しておりますが、今回、5月8日、滋賀県大津市で起きた交通事故、保育士と保育園児が信号待ちをしていたところに、事故を起こした車が飛び込んだ事故がありました。幼い命が一瞬にして奪われてしまった防ぎようのない事故という考えもありますけれども、この事故を受け、市として学校や保育所など、どのように対応をされたのかお尋ねいたします。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

小・中学校の通学路につきましては、学校、教育委員会、道路管理者とで、通学路の安全を確保するため、合同点検を行っています。点検結果に基づき、対策が必要とされたものにつきましては、関係機関により対策の実施を行っております。また、保育園、幼稚園周辺の安全対

策につきましては、児童福祉課を通じて、危険箇所の確認をしていただいているところでございます。報告があれば、現場を確認し、対応していきたいと考えております。

**○8番（近藤 武君）**

ありがとうございます。

それぞれの関係機関でしっかりと対応されたことはわかりました。また、これからも危険箇所の把握、対応をお願いしておきます。

次に、児童・生徒の通学路などのグリーンベルトの市の進め方についてお尋ねいたします。

**○産業建設部長（山田哲司君）**

毎年、小学校から、通学路におけるグリーンベルトの設置要望箇所を聞き取り、補助金をもらいながら事業を進めております。

**○8番（近藤 武君）**

ありがとうございます。

このグリーンベルトであります。今まで、ラインを引いていくのに苦労した場所があるのか、お尋ねいたします。

**○産業建設部長（山田哲司君）**

要望箇所の中には、グリーンベルトを引く場所の舗装幅が狭く、外側線を引き直して施工した場所もあります。設置場所の状況に苦慮しながら行っているところでございます。

**○8番（近藤 武君）**

ありがとうございます。

このグリーンベルトの件であります。グリーンベルトを通学路とわかるように道全体に線を引いてほしい、もっとわかるようにしてほしいなど、今までいろいろな意見を私自身もいただけてきました。しかし、グリーンベルトの上をできるだけ車が通行しないという原則がある以上、道幅の狭いところには限界もあることもあり、要望に応えにくいところもあると思いますが、できるだけ要望に応えられるようにいろいろと協議をしていただいて、危険箇所には、またガードレール設置の方向性も、安全対策、一生懸命されていると思いますけれども、これからも積極的に取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

次に、大項目の2つ目のほうへ移りたいと思いますが、初めに疾病の状況について、直近での多い死因別についてどのようになっているのか、お尋ねいたします。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

平成29年度におきましては、がん、心疾患、脳血管疾患、老衰、肺炎の順となっております。以上です。

**○8番（近藤 武君）**

ありがとうございます。

それでは、その結果に対する各種死因別の取り組み内容は、どのように行っているのかお尋ねいたします。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

がんに係る取り組みといたしまして、市内公共施設等において集団がん検診、医療機関において個別がん検診を実施しております。心疾患及び脳血管疾患に係る取り組みといたしましては、生活習慣病の悪化などにより引き起こるため、特定健康診査受診者に対し、生活習慣の改善につながるための結果説明会を実施しております。また、健診結果で、血圧、糖代謝が要治療値となった方には、重症化予防のために、医療機関へ受診勧奨と保健指導を実施しております。肺炎に係る取り組みといたしましては、医療機関において、高齢者肺炎球菌の予防接種を実施しております。以上でございます。

#### ○8番（近藤 武君）

ありがとうございます。

がん検診の取り組み強化、生活習慣病の生活習慣の改善につながる結果説明会、健診結果で血圧、糖代謝が要治療値となった方への重症化予防、肺炎球菌の予防接種など、以前、私が一般質問したときよりも、取り組みが強化されていることがわかりました。これからも健診事業強化と受診率の向上に努めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、歯と口腔の健康について再質問をさせていただきます。

乳幼児から高齢期までの各ライフステージで、母子歯科保健事業並びに成人歯科保健事業の内容は、どのような事業を行っているのかお尋ねいたします。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

母子歯科保健事業につきましては、乳幼児期において、1歳6カ月児健康診査以降、3歳児健康診査までに6カ月ごとに歯科健康診査を設け、各健康診査において、健康診査実施時に歯科衛生士による歯科保健指導を受診した子供と保護者に個別で行っております。また、学齢期では、6歳臼歯保護育成事業を実施しております。成人歯科保健事業につきましては、歯周病健診や子育て世代の母親を対象に、2歳児保護者歯科健診を実施しております。また、働く世代を対象に、事業所に出向いて行う出前講座を実施しております。以上でございます。

#### ○8番（近藤 武君）

ありがとうございます。

それでは、本市における母子歯科保健事業、成人歯科保健事業、それぞれ事業の特徴はありますかお尋ねいたします。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

母子歯科保健事業につきましては、6歳臼歯保護育成事業に係る受診者の増加を図るため、子育てアプリ配信を活用して事業を周知しております。

成人歯科保健事業につきましては、歯周病健診について、20歳から60歳までの5歳刻みの9年齢の方を対象に、受診券を個別通知し、実施しております。以上でございます。

#### ○8番（近藤 武君）

ありがとうございます。

それぞれの分野で取り組みのほうをされております。しっかりとお願いいたします。

口腔の健康が全身の健康につながることを考えた場合、乳幼児期から高齢期まで、各ライフ

ステージで計画されている各種歯科保健事業に、多くの市民の方が参加していただきたいと考えているところであります。また、80歳になっても自分の歯を20本以上保とうという8020運動に取り組み、敬老会において多くの方が表彰されていることは非常に喜ばしいことだと思っております。

そこで、8020表彰の状況はどのようになっているのか、また歯を失う一番の原因は歯周病と言われております。先ほど説明のあった歯周病健診の状況についてもお尋ねいたします。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

8020表彰につきましては、平成29年度は33人、平成30年度は72人が受賞されました。歯周病健診につきましては、平成29年度は560人が受診し、受診率は8.7%でした。平成30年度は、451人が受診し、受診率は6.9%でございました。

また、歯周病健診結果に基づく歯周病健診要精密検査者の受診率は、平成29年度は64.2%、平成30年度は68.1%でした。以上でございます。

**○8番（近藤 武君）**

ありがとうございます。

今の歯周病健診受診者数というのが減少しているという反面、歯周病健診要精密検査の受診者の受診率のほうは向上しているということは、とてもよいことだと思います。

そこで、歯周病が体に悪影響を引き起こすと耳にしておりますが、改めて、その内容についてお尋ねいたします。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

広報紙において周知させていただいておりますが、口の中のプラークや歯石に住みつく細菌が血液を経由し全身へと流れ、糖尿病や脳血管障害、心疾患などの全身疾患に悪影響を引き起こすと報告されております。以上です。

**○8番（近藤 武君）**

ありがとうございます。

今、歯周病の内容についてお答えいただきました。

歯周病健診など、各種歯科保健事業の受診者数の増加を図るとともに、歯科保健事業を一つのきっかけとして、継続的な定期健診受診者の増加を図る必要があると考えますが、それらの取り組みについてお尋ねいたします。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

国や県のほうから、50歳を境に歯の喪失が増加します。生涯にわたる歯と体の健康には、その年齢に至るまでの若い世代から、う歯と歯周病予防に取り組み、歯の喪失を防ぐことで、口腔機能を維持することが重要でございます。第2次愛西市健康日本21計画中間評価から、本市の20歳以上の方で定期的に歯科健診を受けている方の割合は33.9%と、平成24年度の調査結果である25.5%と比較すると、8.4%増加している結果が出ています。

今後におきましても、歯周病健診や6歳臼歯保護育成事業など、各種歯科保健事業における健診受診率の向上を図るために、個別健診受診券などの活用など、事業周知を強化してまいり

たいと考えております。また、各種事業に参加することをきっかけとして、かかりつけ歯科医を持つなど、日ごろから定期健診受診と口腔ケアにつなげていきたいと考えております。以上でございます。

#### ○8番（近藤 武君）

ありがとうございます。

50歳を境に歯の喪失が増加している現状がある中で、その前段階において、口腔機能を維持することが大切であること、またその中で、本市の定期的に歯科健診を受けている方の割合が年々増加していることは、とてもよいことだと思っております。

また、市の広報紙では、毎回、歯の健康について、ちょっときょうお持ちしましたけれども、海部郡歯科医師会の協力のもと、歯科医師の方々の先生を初め、PR活動も続けており、啓発活動に力を入れて取り組んでいただけていることはとても重要だと思っております。

口腔内の話で、もう少し話をしたいのですが、本日、6月4日というのは、歯と口の健康週間の始まりの日であります。今年度、この健康週間、標語がありますので、紹介させていただきますと、「いつまでも続くけんこう歯の力」ということでもあります。歯周病予防と同様に、虫歯予防対策というの、全身疾患の要因になっていることも明らかになってきております。その中で、少し前の話になってしまうかもしれませんが、虫歯の原因となるミュータンス菌が脳出血の発症にも関与していると国立循環器病研究センターや京都府立医大、大阪大のチームが突きとめたという記事がありました。

少し紹介させていただきますと、脳出血の発症にも関与しているミュータンス菌、特殊なミュータンス菌があるという話があります。血液中にある血小板は、傷口などに集まって出血をとめる働きがあり、チームとして血管壁のたんぱく質、コラーゲンと結合し、血小板の止血作用を防げる特性を持つミュータンス菌に着目されております。脳出血患者の唾液に含まれるこのタイプのミュータンス菌を調べたところ、血管壁のコラーゲンと結合する能力が高い菌を持つ患者ほど、脳内の出血部位が多かったとあります。これらの研究発表は、きちんとしたまだ実証はされていないという話もありますが、この研究発表からも、歯と口腔の健康が健康寿命に対して欠くことができないものだと考えております。

お隣のあま市さんでは、先ほどありました8020運動の延長線上に、10020表彰を行ったということが新聞でも取り上げられております。健康寿命の延伸の目標に、愛西市もこの10020表彰を考えてみてはと私自身思ったのですが、まずそこに行くまでには、現在の8020運動、若いときからの歯と口腔の健康への取り組みがより重要であると考えております。愛西市歯と口腔の健康づくり推進条例に沿って、現在、本市が行っている事業の推進と強化が市民の健康増進につながるものだと考えておりますので、これからもよろしく願いいたします。

今回は、健康寿命の延伸について、歯と口腔の健康に注目して質問をさせていただきましたが、最後、市長に健康寿命への考え、思いを聞かせていただいて、私の今回の一般質問を終わりたいと思います。

○市長（日永貴章君）

それでは御答弁をさせていただきます。

健康寿命の延伸についてということと、歯と口腔の件につきましてですが、市といたしましても、市民の皆様方の健康増進のために、さまざまな事業を展開させていただいております。しかしながら、最後には、市民の方々お一人お一人が自分のことと感じて、予防、健診等を積極的に受けていただきたいというふうに思っております。

市といたしましては、ライフステージごとにまち全体で市民の健康づくりを進めるために、先ほども申し上げましたが、各種事業を展開させていただいております。市民の皆様が健康で生き生きと生活していくために、各種事業を御利用していただきながら、自分に合わせた健康づくりを自発的・自律的に行って、取り組んでいただきたいと思いますというふうに思います。

私も含め、議員各位におかれましても、しっかりと健診を受けていただいて、みずからの健康はみずからで守っていただくよう、スポーツも含めて取り組んでいただきたいと思いますというふうに思います。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（鷲野聰明君）

8番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとらせていただきます。再開は3時といたします。

午後2時47分 休憩

午後3時00分 再開

○議長（鷲野聰明君）

休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

次に、質問順位6番の18番・河合克平議員の質問を許します。

河合克平議員。

○18番（河合克平君）

では、市民の声を市政にという立場で、一般質問を始めさせていただきます。

きょうは、子供・子育て支援の拡充と駅のバリアフリー化という問題について、2点について質問させていただきます。

5月10日に幼児教育・保育の無償化を実施する、そういう改正の子ども・子育て支援法が参議院の本会議で可決成立をしたところであります。この保育・教育の無償化について現在の状況と、また無償化になったときにどのようになるのかということについてお伺いをします。

石崎議員と重なるところもあるとは思いますが、そのままお答えをいただければというふうに思います。また、保育園、幼稚園、認定こども園、そして発達支援の利用について、また短時間保育、通常時間についてどうかということについては石崎議員も質問をし、お答えもいただいておりますが、簡単でよろしいのでお答えをください。

また、認可外保育施設について、また預かり保育、そして一時預かり事業の保育、そして病児保育の事業、そして子育て援助活動支援事業、この部分について、今後どうなるのかということについて現状と、また無償化についてどのようになるのかお伺いをいたしますのでよろし

くお願いをします。

また、続いて次の点ですが、今現在、高齢者の交通事故が多発をし、無差別な殺傷事故も起こっているという中で、幼児・児童が交通事故によって亡くなるといった痛ましい事件も数々起こっているところでありますが、無償化によってそういう教育、保育の利用者、利用に参加をする人たちもふえてくるということも予想される中、幼児・児童の安全の確保についてはどのように行っていくのかについてもお答えください。

そして、安全確保という点では、鉄道の駅のバリアフリー化についても、これを進めていくことも非常に重要な点であります。このバリアフリー化については法律でも既に決められているところでありますので、より安全に、より安心して誰もが利用できる、そういう駅にしていくなることが必要であるということは、以前からも一貫して主張しているところでありますが、バリアフリー化法のこともあわせて、国の施策について、国の方針についてお伺いをいたします。

以上、3点について、まず総括質問とさせていただきますので、お答えいただけますでしょうか。よろしく申し上げます。

#### ○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

まず幼稚園、保育所、認定こども園につきましては、3歳以上の児童及び非課税世帯の3歳未満の児童が無償化の対象となります。実際に保育所、認定こども園へ通園している児童は、平成31年4月1日現在、3歳以上の859世帯957人、3歳未満の379世帯397人、うち無償化の対象となるのは3歳以上の859世帯957人と、3歳未満28世帯31人でございます。

また、幼稚園に通園している児童は、平成31年3月31日現在で347世帯384人で、全員無償化の対象となります。なお、保育所・認定こども園の保育認定における標準時間・短時間認定の児童が延長保育を利用する場合の利用料は、無償化の対象外となる予定でございます。

次に、就学前の障害児の発達支援を利用している児童は、平成31年4月1日現在31人で、うち無償化の対象となるのは、3歳以上の児童28人でございます。

2点目の認可外保育施設などがございます。

まず認可外保育施設・保育所における一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業につきましては、幼稚園、保育所、認定こども園を利用していない場合で、保育の必要性が認められる場合につきましては、無償化の対象となる予定でございます。

また、幼稚園における預かり保育につきましては、保育の必要性が認められる場合につきまして、上限額の3歳以上の児童で1万1,300円、非課税世帯の3歳未満の児童で1万6,300円などが無償化の対象となる予定でございます。

次に、安全確保についてでございます。

保育所などの多くが、気分転換や交通ルールの勉強のため散歩を行っています。また、出かける保育所等につきましても、年数回の保育所から、春と秋の季節のよいころに週1回程度行う保育所などさまざまでございます。保育所等には、園外での活動の際の移動経路の安全性や職員の体制などの再確認をしていただき、危険箇所などがあれば児童福祉課へ連絡をしていた

だくようお願いしています。

また、ファミリー・サポート・センター事業につきましては、提供会員へ事故防止のため預かり場所の安全確認を定期的にお願ひしており、子育て支援者養成講座において、安全な保育環境や子どもの急変時の対応についての研修も行ってあります。子供を預かる提供会員は、事前に子育て支援者養成講座を受講した上で子供の預かりを行い、別に開催する研修会においても、子供の送迎時や預かり時の安全対策に関する内容を取り入れて行ってあります。以上でございます。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

それでは、鉄道駅のバリアフリー化の国の方針はということで、答弁をさせていただきます。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法に基づき、鉄道駅のバリアフリー化の目標については、移動等の円滑化の促進に関する基本方針にて国が目標を定めています。基本方針の中では、1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上の鉄道駅を原則として、平成32年度までに全てについて段差の解消、視覚障害者の転落を防止するためのバリアフリー化を実施することとしています。なお、バリアフリー化に関する補助事業の事業主体は、鉄道事業者となります。以上です。

#### ○18番（河合克平君）

お答えいただきましてありがとうございました。

順次再質問をさせていただきますが、まず子供の安全対策についてお話しいただきましたが、未然にファミリー・サポート・センターでも教育を行い、提供会員に対していろいろと研修を行っているということでは、未然に防ぐこと、また保育園が事前に申請をしてもらうということも含めて、事前に、未然に防ぐ対策というのは非常にとっているということがわかりましたが、ただ、この事故が防ぎようのない事故、重大な事故が発生する可能性というのは、やはりなくなる、その可能性をゼロにすることはできないわけであって、重大事故がもし発生した場合、損害賠償というのが請求をされたり、また市に対して監督責任が問われたり等々あると思いますが、そういったときに特に保育園、認定こども園の扱い、またファミリー・サポート・センターの事業について、これは業務委託になると思いますが、その内容についてのときに、業務委託を行っている中での損害賠償が発生するようなことがあったときに、これはどう対応がされるものなのか。

それはファミリー・サポート・センターの提供会員さんの責任だから、提供会員さんと話し合ってくださいというような形になるのか、どういふように市が監督をしながら、問題を解決していくのかということについてお伺いをします。

#### ○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

まず、事故が起きた場合の保険でございます。

初めにファミリー・サポート・センター事業につきましては、保険について、子供の預かり時に補償が受けられる地域子育て支援補償保険と、研修等の参加時に補償が受けられる研修・会合傷害保険に加入をしておみえになります。地域子育て支援補償保険の補償範囲につきまし

ては、預かる子供と提供会員で、子供の送迎時も補償に含まれます。研修・会合傷害保険の補償範囲は、研修に参加する会員及びファミリー・サポート・センター職員で、外部での研修会等に参加した場合の補償でございます。

参考までに、事業について重大な事故が起きた場合、賠償保険として対人・対物で2億円の保険に入っておみえになります。

次に、保育園でございますが、2つ入っておみえになるところと1つのところと2種類保険がございまして、日本スポーツ振興センターにおける保険、また全国私立保育園連盟における保険がございます。これにつきましても、例えば全国私立保育園連盟における保険につきましては、対人1名、1事故10億円が上限として払われるということで、それぞれ賠償保険として支払われます。以上でございます。

#### ○18番（河合克平君）

業務の中で重大な事故が起きて損害賠償が請求されるというようなときには、ファミリー・サポート事業については2億円、民間の保育園などについては10億円ということで保険に入っているということがわかりましたが、今話題になっている交通事故によって児童・生徒、また幼児に損害が発生をした場合、亡くなってしまったという場合については、これはどのような形で補償されるというふうにお考えでしょうか。

#### ○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

例えばファミリー・サポート・センター事業における送迎時の車の事故におきましては、基本的には加入してみえる保険が最初に適用されるというふうに認識しております。以上でございます。

#### ○18番（河合克平君）

特に送り迎えをされるファミリー・サポート・センターでいうと交通事故が非常に危険があるわけで、そういったことでの研修も行ってみえるかというふうに思いますが、安全を重視して続けていていただきたいなと思います。

あと、先ほどの幼児保育・教育の無償化についての件ですが、基本的には、今負担をしている金額について、保育料について無償化をするということについてお話があり、無償化の対象が合計で1,372人、合計をするとそんな形になるということがわかりましたが、そのほか保育所とか認定こども園にかかわって1,354人が入っているということもわかったんですが、その中で公立保育園の4園についてのそれぞれの人員をお伺いできますか。

#### ○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

平成31年4月1日現在の4つの公立保育園の入園状況で御説明させていただきます。

佐屋中央保育園につきましては86名、佐屋北保育園につきましては72名、永和保育園につきまして86名、佐織保育園につきましては62名の合計306名でございます。以上でございます。

#### ○18番（河合克平君）

公立保育園については、全体で今306名ということになるということは、これは押さえておきたい。特に、佐屋北保育園は72名いますよと。そして、永和保育園については86名いるとい

うことについては、この間ずうっと問題になっている、保育園をなくす、また譲渡するという  
ことで問題になっておりますので、その数字についてはそのくらいの人数だということは確認  
をしたいと思います。

私自身、そもそもこの無償化について反対をするという人はほとんどいないのではないかと  
いうふうに考えます。しかし、今回の無償化そのものに非常に問題があるのではないかと  
いうことについては思っているところもありますので、その問題点についてちょっと述べさせて  
いただきたいと思います。

1つ目は、財源を消費税にしているという点が問題であろうと。特に、消費税率を2%上げ  
るということになりますと、大体5兆円の税収があります。それを無償化、子育て支援などに、  
財政再建などにおおむね半分ずつ使うというのが今の政府の考えであります。

もともと社会保障を充実させるためには、消費税を値上げしないと充実できないということ  
自体が非常に問題であり、社会保障を受ける人たちが、特に低所得者であるとか、本当は社会  
保障を受けなければならない人たちの負担が多くなるとその人たちを補償できないという  
やり方については、非常に問題があるというふうに考えているところであります。

今回、消費税の10%の増税とセットにして幼児教育・保育無償化ということが行われている  
わけですが、出費がかさむことになっていることも、子育て世帯に対して、この世帯に対して  
消費税増税をするということは、大変な問題であるというふうに考えるところであります。

日本共産党は、消費税に頼らない別の道ということを提唱しておりまして、財源は大企業の  
優遇をなくす。例えば個人の配当所得であれば2割の税金を取られますが、大企業の配当所得  
は無税であるというような、これはそういった優遇措置というのがあるんですが、そういった  
ことですか、あと富裕層の税率を今よりも改定をするという、そういう収入の確保について、  
消費税に頼らず税金の集め方というものを変えていく。

そして、支出については、1機100億円もするようなF35戦闘機を100機買うと言っている、  
そのようなお金の使い方ではなくて、また駐留している米軍に対する思いやり予算をやめると  
いうようなことをすれば7.5兆円の財源が出るというのが、我々日本共産党が今提唱している  
内容であります。

消費税を2%上げると5兆円、それぞれの税制改革を行い、そして支出を変えることによっ  
て7.5兆円、こういったことが確保できるということについてまず皆さんにぜひ知っていただ  
きたいですし、消費税に頼らない別の道ということを考えていけば、十分消費税の値上げをせ  
ずに幼保の無償化というのが行えるということについて、まず私の気持ち、私の考えを述べた  
いと思います。

次に、第2の問題としては、この幼保の無償化については所得が高い人ばかりが恩恵がある  
というところが、もう第2の問題点であります。特に1,200万円の所得の人、800万円の所得の  
人、400万円の所得の人、360万円の所得の人など、モデルケースで幾らぐらい年間保育料が安  
くなるのか、負担が軽減されるのかについてまずお答えをしてください。

また、給食費の負担について、各収入でお答えをいただきたいと思います、そのように思います。お

願います。

#### ○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

まず、各モデルケースにつきまして御説明させていただきます。

設定としまして、子供2人につきましては小学生と5歳児で、標準時間認定の想定とさせていただきますと、年収1,200万円相当の世帯は8階層になると思われしますので、利用者負担額が月額2万2,000円の12カ月分で26万4,000円が無償化され、副食費につきましては、現在の国の想定額で月額4,500円の12カ月分5万4,000円が発生する予定でございます。

年収800万円相当の世帯は6階層、利用者負担額が月額1万9,800円の12カ月分で23万7,600円が無償化され、副食費5万4,000円が発生する予定でございます。

年収400万円相当の世帯は4階層、利用者負担額が月額1万3,000円の12カ月分で15万6,000円が無償化され、副食費5万4,000円が発生する予定です。

最後に、年収360万円相当の世帯につきましては4階層、利用者負担額が月額1万3,000円で、第2子の減額適用をされて6,500円の12カ月分で7万8,000円が無償化され、副食費5万4,000円も免除される予定でございます。以上でございます。

#### ○18番（河合克平君）

今言っていたように、高額所得者については、多額の無償化がされるのとあわせて消費税が増税をされる分の負担があるわけですが、それを差し引いても高額の世界ほどその消費税の負担も少なくなるという逆進性もありますので、そういった点では、今回の無償化の一番消費税を財源にしているという点でいうと、消費税の財源を上げなければこういう形にならないということであるという点でいうと、本当に高額所得者に対する無償化の恩恵というのが非常に多いという点で、ゆがんでいる状況があるのではないかとということが問題ではないかと思っております。

この2点について、消費税が財源になっているという点が一番ですけれども、その辺のことについてはやはり変えていかなければならないですし、それは直接税と間接税を見直すという点では変えていかなければならないことということ、ここで皆さんにお伝えをさせていただきたいと思えます。

特に、今おっしゃっていただいたとおり、360万円の世帯については負担がないんですね。給食費の負担も5万4,000円についてもありませんし、保育料もないです。ただ、400万円、たった40万円違うだけで給食費5万4,000円の負担が出てくるといった、特に中間層について、境界層という360万円を前後する世帯に対して非常に負担が大きくなるということが、今確認がとれたところであります。

こういったこともあわせて皆さんに知っていただくということとあわせて、石崎さんのときにもお話もありましたが、そういった中でこの幼保無償化をすることによって、市として財源が生まれるんだよということについては、大体7,200万生まれるというお話もありましたけれども、その内容について再度お伺いをしたいと思います。

現在の市の負担分というのが幾らで、県の措置が幾らで、民間保育所分、また公立保育園分そのそれぞれの負担の合計等について、これは幾らになるかお伺いします。特に、民間と公立

保育園それぞれどうなるか教えてください。

**○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）**

平成29年度決算額で御説明させていただきます。

民間保育所等9園1,264人の施設型給付費などの歳出は、11億4,000万円でございます。これに対する歳入としまして、国・県支出金4億5,000万円、保護者の利用者負担として1億5,000万円となっております。

また、公立保育所4園356人の歳出につきましては、4億4,000万円でございます。これに対する歳入につきましては、保護者の利用者負担として6,000万円となっております。以上でございます。

**○18番（河合克平君）**

民間の保育園については、29年度の決算で大体5億4,000万円は市が負担をしているという金額は、今わかりました。また、公立保育園については、3億8,000万円であるということがわかりました。

公立保育園の設置についての計画において、公立保育園の負担は市が10分の10だということで、非常にお金がかかるんだというようなお話もあったところでもありますが、公立保育園について、実際10分の10と言いながら、これは今から4年前の国会で当時の総務大臣が報告した内容なんですけれども、公立保育園の運営費については、国庫負担金の一般財源化に伴って、地方交付税の算定に当たって従来の国庫負担分も含めた地方負担の全額について基準財政需要額に適切に配置されるよう、各市町村の実際の公立保育園の入所児童数に応じた補正を行っている。

ですから、公立保育園の施設整備費及び運営費については、国庫補助金の一般財源化による影響が生じないように適切な地方財政措置を生じているというふうに当時の総務大臣は答弁をしているところでありますので、そういったことでは公立の保育園が3億8,000万円の負担で市が100%負担をするので大変だという内容について、一つ実際のところ国庫負担金、地方財政措置を講じているということについて、国会でも答弁がある、そういう内容もありますので、公立保育園の運営費については、愛西市についてどのようになっているのかお伺いをしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

**○総務部長（奥田哲弘君）**

普通交付税のお話だと思いますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

普通交付税に用いる公立保育園の数値は、基準財政需要額の社会福祉費の中に含まれております。したがって、保育だけでなくさまざまな経費が単位費用の中の算定基準に含まれておりますので、公立保育園のみに係る普通交付税措置額というのは算出できません。ただ、仮に公立保育園の園児数をゼロ人として計算をした場合、影響額でございますが、約2億円となります。以上でございます。

**○18番（河合克平君）**

そうすると、2億円は交付税措置をされるということで、その分の経費補償がされるという

ふうに認識をすればいいでしょうか。

**○総務部長（奥田哲弘君）**

先ほど申し上げましたとおり、ちょっと乱暴かもしれませんが、公立保育園の園児がゼロとした場合の計算をしたらほぼ2億円、正確な数字ではございませんので、その辺は御了承いただきたいと思います。以上です。

**○18番（河合克平君）**

もう一回聞きますけど、僕の聞き方が悪くて申しわけなかったです。

公立保育園の市の負担分が先ほど3億8,000万だという話をしたんですが、そのうちの2億円は国が補填をしてくれる金額だというふうで思えばいいかどうかの確認だったんですが。

**○総務部長（奥田哲弘君）**

ほぼ2億円の金額が交付税に措置されているということで御理解をいただければよろしいかと思います。以上です。

**○18番（河合克平君）**

わかりました。

公立保育園の運営について、100分の100、10分の10が公立保育園が廃園をさせている、民間譲渡ということを行っていく中で、市としては公立保育園というのは10分の10の負担であるから大変だからといってという話も説明会の中でありましたが、その理由が実はそうではなかったと。地方交付税で交付をされて財政措置がされているということについて、一つ認識を新たにしたいなというふうに考えます。

そういう中で、民間についての負担は5億4,000万円、公立で3億8,000万円、そのうち2億円を交付税で措置されるというお話もありましたので、そういう中で今回の無償化によってその負担が実際どうなるのか、そのことについてもう一度詳しくお伺いをしますので、お願いします。

**○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）**

石崎議員の御質問の中にもありましたが、平成31年度10月分以降の保護者負担額が7,600万円減額させておりますので、そのうち公立分が3分の1と考えますと、私立分で約5,100万円でございますので、市の弾力徴収率を考えますと、令和元年度の市の単独費用の減額分につきましては約3,600万円となりますので、令和2年度については年間7,200万円の市の負担が減るというふうに考えております。以上でございます。

**○18番（河合克平君）**

これは、より確実にわかることとして、民間の保育園分として市が幾ら負担しているかということについて今述べていただきました。

今、弾力徴収率ということでお話がありましたけれども、弾力徴収率という言葉の意味を教えてくださいいいですか。

**○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）**

国が定める保護者の利用者負担額に対する、実際の愛西市の負担に対する割合でございます。

### ○18番（河合克平君）

いわゆる国が定めた金額では高過ぎるものだから、愛西市が一般財源で独自に、市単独で金額をプラスして保護者の負担を減らしているという金額についての割合が弾力徴収率といって、保護者負担が44%、そして市の負担が56%であるよという内容になりました。

その内容で表をつくって見たんですが、実は左側の負担の、特に私立保育園の3歳以上のイメージであります。今と同じ、国、県、市の負担が今と変わらない部分は、現行、無償化しても変わらないところがあります。変わってしまうところが、その保護者負担分が変わると。特に弾力徴収率と言われるように、市が負担をしている1億2,897万円というのが年間の市の持ち出し分であるということが、弾力徴収の中で逆算をして、これははじき出した数字であります。そうすると、本来国が負担をしなければならないという金額は、保護者負担の1億円と合わせて2億3,030万円というのが、本来保護者が負担をしなければならない保育料であるというのが従来の、現行型のものになります。

そして、無償化を行うことによって、この2億3,000万円を国が半分持ってくれる、県が4分の1を持ってくれる、市が4分の1を持つということで、この分が5,758万円になると。そうすると、1億2,097万円であった市の単独支援分が5,700万円に減るので、差し引きすると7,100万円。これは多少パーセントが違いますので、大きく、今部長が言った7,200万円とはちょっと違いますけれども、こういう形で、明らかに私立の保育園だけ考えても7,000万円の経費の削減というか、支出の削減が行われて、その分だけ財源が出てくるということがわかるころであります。また、公立保育園については現状で2億円ということがありましたが、これについては来年度以降、また交付税を取得するということがありますがけれども、それについては大体幾らになるかとか、そういうことはわかってみえますでしょうか。

### ○総務部長（奥田哲弘君）

来年度の普通交付税の金額ということでございますが、当然、算定期間が来年の7月ごろの算定になります。したがって、現時点ではわかりかねます。以上です。

### ○18番（河合克平君）

本来であれば、市の負担分約6,000万ほど、公立保育園で6,000万円ほど保護者の方に負担をいただいている分が交付税として措置されるんじゃないかというのが今出ているところありますので、実際そうなるのかどうかという来年になってみないとわからないというのはもうもちろんそのとおりであります。そういった形で最低で7,000万円は私立のことだけ考えても財源が出るということについて、これについては押さえておく必要があるところあります。

この財源について、7,000万円、保育園に対してのずうっと市の負担分であった7,000万円を別のほうに使えばいいということでは芸がない話であって、特に保育料が安いということでそれを魅力にしながら子供の医療費を行わないと、トータルで考えて子供の医療費は行わないということも保育料の負担が少ないということが一つは理由になって、子育て支援、子育てが充実しているということの理由になったことでもありますので、そういった点では、この

7,000万円がより一層の子育て支援に使われるべきであるということについては、誰も反対を唱える人はいないのではないのでしょうか。

また、石崎さんのお話もありましたが、市長として給食費を全部無料にするということも含めて考えたいというようなお話もありました。そういったこともありましたが、それだけではやはり足りないのではないかというので私がお伺いをしたいことがあります、1点は未満児の減免については、今未満児についてはお話しいただいたとおり、一部未満児の方で397人のうち31人というところがお話がありました。31人だけ無償化になると。やはり、ここの部分を拡大していくことが、一つより一層の子育て支援につながるし、より生まれた後も安心だというふうに言えるところであると思いますが、このことについてが一つ行っていくべきではないかと思えますし、あと給食費については全部無料にするのか、また先ほど言ったとおり負担割合が高くなる中間層についての支援を行っていくのかということがあると思いますが、そういう保育の負担についてどうしていくかということについて、まずお伺いします。

**○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）**

先ほど議員がおっしゃられました新たな子育て支援につきましては、議員の御説明にもありましたとおり、今回の幼児教育・保育の無償化につきましては、昨年末の関係閣僚会議において、実施される消費税率10%への引き上げで得られる財源を活用して行う子育て支援の施策でございます。まだ現時点では、幼児教育・保育の無償化についての国からの詳細が示されておりませんので、国の動向を注意しながら情報収集に努め、まずは新しい施策を着実に進めていく考えでおります。以上でございます。

**○18番（河合克平君）**

私が申し上げたとおり、消費税を財源にするかどうかということについてはいろいろな立場がありますので、それを除いてやはり子ども・子育て支援法という法律が決まったわけなので、この4月から行われるということもありますし、この10月から行われて10月からの半年間は特例交付金でその分を補填するということも、いろんなお話もあるところでもありますので、そういった点では財源が生まれてくるということは間違いのない事実であるというふうに思っておりますので、そういった点ではその財源をどう充てるのか、特に7,000万あるわけですが、例えば佐屋北保育園をなくしてしまうということが残念にも去年の3月に可決されてしまいましたけれども、その佐屋北保育園の存続ということについて一つお伺いをしますし、あとは保育士の処遇改善についても、あればそういったこともあわせてお伺いをします。

**○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）**

2点お答えさせていただきます。

佐屋北保育園と佐屋中央保育園の令和5年4月1日からの統合につきましては、議員おっしゃられるとおり、平成30年3月議会におきまして議会の御承認をいただいております。

また、令和元年度予算におきまして、保育士の処遇改善としまして1%上乘せされる予算を計上させていただいておりますので、御報告させていただきます。以上でございます。

**○18番（河合克平君）**

佐屋北保育園の廃園、また永和保育園の民間譲渡については、市が10分の10負担をしないとイケないので高額になると。民営化していく、また廃園していかないと経費が大変というお話もありました。そういう中で今、交付税でも措置されているということがより明らかになった部分もあるものですから、再度もう一度どうあるべきか、市民の保育サービスをどうしていくのか、公立の保育サービスをどうしていくのかということについて、改めて今回の財源が出るということも含めて検討をしていただきたいというふうに考えますので、よろしく願いをいたします。

また、今回も紹介議員になりましたが、子供の医療費の無料化を進めてほしいという請願書の紹介議員に、私になりましたが、7,000万円の予算が出てきて、子供・子育て支援で、今までは愛西市は保育料が安いからという理由でそこまでなくトータルでという話だったんですが、これからどこに行っても保育料の負担がなくなるということになれば、そういった点では非常に愛西市の子育て支援分野、特に医療費の問題についてはおくれてしまうということは目に見えて明らかになってくるわけで、今回までずっと市民の方に我慢していただいているので、そういったことでは、もういっそのこと津島は今回6年分無償化しましたんで、今回愛西市も6年分無償化、完全無償化、18歳までの無償化を行っていくという財源もできるんじゃないかということを考えますんで、そういった市のどうするのかということについてお伺いをします。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

子ども医療費の無償化の拡大、18歳まで拡大ということでございますが、先ほど部長が答弁しましたとおり、国が実施する幼児教育・保育の無償化によって生まれた財源による無償化の拡大につきましては、現時点では財源などの詳細が示されておりませんので、まずは国の動向などで情報収集に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

#### ○18番（河合克平君）

仮定の問題で、例えばというか、もしもということではいかんかもしれないですけど、決まるとやると、10月からやるといった場合は必ず財源が出るんですけど、その財源を子ども医療費の無償化の財源として、一般財源ですからそのまま名前がついているわけではないので、それを充てていくということではないですけども、ずっと望んでいる、また周辺地域で全て行われているということについては明らかでありますので、津島までやったということはもう明らかでありますので、そういった点では保育料が無償になれば、やはりそこでインセンティブというか、愛西市の少子化対策、子育て支援対策というのはやはり充実させていかなければならない。

保険事業というのは、安心をしてもらうというところがありますので、そういった点では最少の経費で最大の効果を生むという事業にもなります。実際に全ての人に対して、子供たちの人口掛ける幾らということではなくて、もしも危険なとき、もしもけがをしたとき、もし病気になったときという安心を市民の皆さんに与えるという点では非常に有効な保険ということで、手だてだというふうに思いますので、そういったことでは、今言ったように無償化がされたとき生まれた財源、されたときにそういった余裕資金による財源が出てくるというのは明らか

ので、されたときにはこの子ども医療費の無償化についても取り組んでいくことを考えられる状況になるのではないかと思います、いかがですか。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

子ども医療費につきましては、中学生の通院医療費の一部助成を実施しまして、この8月で1年が経過します。中学生までの無料化については、現在、実績の分析や課題を検証しているところでございます。そういった財源が生まれてくるということもあるかと思いますが、議員の皆様方の考え方や意見を聞いて考えていく必要があるというふうに考えております。

○18番（河合克平君）

では、最後に市長、今言った、先ほどは給食費の無償化の話はありましたけれども、今回僕は子供の医療費と佐屋北保育園、特にその2点について市長の見解をお伺いしたいと思います、この財源が出てくるということを含めて、また市子育て支援、少子化対策を、やはり愛西市は保育料が安いということがなくなったとしても、やはりそれを進めていかないかということを考えれば大きな施策の転換になりますけれども、これを行っていくことによってかなり子育て支援の状況というのはコマーシャル、アナウンスすることについても非常にいいことかなあというふうに思っておりますので、市長の見解をお伺いします。

○市長（日永貴章君）

それでは、私から今回の無償化により生まれる財源を子育ての施策に使うという観点から御答弁をさせていただきます。

議員からもお話がございましたが、10月から幼児教育・保育が無償化をされるということになっております。まずは我々としてはこの制度をしっかりと理解をして、混乱が起きないようにしっかりと施策を進めていくというのがまず第一でございます。そして、もう一点が、やはり国が示している財源補填、これを確実に我々は、国が言われているとおりにいただかなければならないということと、今年度は、先ほど来もお話がございますが、10分の10国が見るというふうに言われておりますし、来年度につきましては地方でも負担をしろというお話でございます。

先ほどもお話が出ていましたが、交付税措置の件についてもやはりいろんな見方がありまして、議員もわかってみえると思いますけれども、先ほども言われましたが、一般財源として入りますが、どれがどれという色はついていないということで、市は市として財政部局がしっかりと計算をして、どの部分に交付がされているのかというような判断をしていかなければならないというふうに思っております。

そして、やはり無償化になりますと市の負担も減るということでございますので、先ほどお話がございました石崎議員におかれましては、給食費の減額・無償化をやったらどうだというお話もございまして、河合議員のお話だと子ども医療費を拡大したらどうだと、いろいろ皆さんさまざまな御提案があるというふうに思います。しかしながら、愛西市といたしましては、やはり市でPRできるような事業、そして愛西市で子供さんを育てやすい事業を今後も進めていきたいというふうに考えておりますので、今、現時点でこの無償化によって生まれた財源を

子育て世代以外の財源にするということは、今のところは考えていないと。やはりほかの自治体の動向も見ながら、市としてどういった施策にこの財源を使っていくのかということは、十分に内部でも議論をしていかなければならないと思っておりますし、子ども医療費の無料化につきましても、議員さんたちの今までの議論や今回も出ておりますので、そういった議論を注視しながら我々は判断していかなければならないというふうに考えております。ぜひ皆様方のお考えもしっかりとまとめていただいて、我々と一緒になって子育てのしやすい愛西市づくりを御尽力いただきたいというふうに考えております。以上でございます。

**○18番（河合克平君）**

長くなりましたが、こういった内容で子育ての部分も、今市長のほうから子育て以外に使うつもりは今のところないよという話もありましたので、そういった点では、それを今の時点での回答ということで確認をしたいと思えます。

最後になりますが、駅のバリアフリー化の国の方針についての質問を再度したいと思えます。

バリアフリー化については、駅の利用が3,000人を超えた駅について行っていくと、法律ではそのように決まった、またそこを目指していかないかん。これは、平成32年までに、その3,000人を超えた駅については何らかの方向を示していかないかんというのが国の方針であります。そういったことがあります、日比野駅と佐屋駅については3,000人以上であるということでもよろしいでしょうか。

**○産業建設部長（山田哲司君）**

そのとおり、3,000人以上でございます。

**○18番（河合克平君）**

佐屋駅と日比野駅というのは3,000人以上の利用があるということであると、国のバリアフリー化の法律によってそれは行わなければならないという事態になっているということですね。

こういったバリアフリーを進めていくということについて、さまざま点字ブロックだとか、それからドアだとか、それからホームを改修だとか、バリアフリーで車椅子で乗れるだとか、またその周辺の地域の利用しやすさ、バリアフリーの状況、駅自体の周辺の地域の状況等々、そしてそういうバリアフリーな駅をつくっていかないかんというのが国の方針であります、このバリアフリーについては国の支援制度があるということを知りましたが、こういった支援制度があつて、それはどのような条件で認可がされるものですか、教えてください。

**○産業建設部長（山田哲司君）**

支援制度ですけれども、国土交通省にて支援制度のほうがあります。

鉄道駅へのバリアフリー化の支援としては、地域公共交通の確保・維持・改善の推進を目的とした地域公共交通確保維持改善事業費補助金が考えられます。こちらの内容につきましては、補助内容としましては、鉄道駅のバリアフリー化に対する補助ということで、補助率は3分の1ということでございます。

**○18番（河合克平君）**

補助率は3分の1で、その3分の1はどこに補助がされるのかということと、それとその補

助について、補助が認可される条件について教えてください。

○産業建設部長（山田哲司君）

補助対象事業者は、事業の実施主体である鉄道事業者となります。また、補助要件といたしましては、補助要綱に基づき地方公共団体が主体となって、地域の関係者で構成される協議会において計画を作成し、計画に基づくものであるということになっております。

○18番（河合克平君）

今言ったように、バリアフリーについては公共交通だということで、国と県と、それと市と、それと地域の住民と利用者と、それと鉄道事業者という形で、地域の協議会をつくってそれを改善していく計画をつくったときに、そのときにその申請をすると、鉄道事業者に全体の総工事費の3分の1がおりてくると、認可がされるという内容のものでありますので、そういった点では、今特に日比野駅においては、地域の総代の皆さんからの要望書も届いているというような話を聞きますけれども、その要望書の内容についてもお伺いできますか。

○産業建設部長（山田哲司君）

要望書の内容につきましては、駅構内、日比野駅のホームが狭いということで、反対側にもホームができないかとかそういう内容だったかと思えます。

○18番（河合克平君）

日比野駅についても、駅の中のホームの改善を求めているという要望書が出ていると、地域からですね。佐屋駅についても、利用者の人からも、また地域の人からも、特に地域の人から言うと細い道を猛スピードで入ってきて本当に危ないんだというような声も届いているというのは、前、案内をしたと思えますが、そういったことでは地域の人たちと合わせて協議会を結成していくという条件が非常にあるというふうに考えますし、その計画を立てて具体化をしていけば、鉄道事業者は3分の1の費用が出ると。認可がされれば費用が助成されるということになるわけですので、そういった点では佐屋駅の駅前の広場の状況、また日比野駅のホームの状況等について、そういった協議会をつくっていくということが愛西市としてはできるんじゃないかというふうに考えますし、今年度の国の予算ですと、協議会をつくるための費用については500万、1,000万円の国からの補助もあるということが国土交通省のホームページから見るともできますので、そういった点では、そういった協議会を結成する中で、具体的に佐屋駅、日比野駅の状況というのを進められる条件が今あるんじゃないかというふうに私は考えますが、市としての見解を教えてください。

○産業建設部長（山田哲司君）

現在、佐屋駅、日比野駅については、交通事業者であります名古屋鉄道株式会社で駅舎のバリアフリー化について検討をしてもらっているところでございます。

まずは、駅前広場の都市計画決定がある佐屋駅について、県や鉄道事業者と調整して、今後の駅前整備について対応策を考えております。

○18番（河合克平君）

対応策を考えておると、どういう対応策かというのは言えるところまででいいんと言ってい

ただきたいのと、あと新しくことし4月から部長になられたという状況の産業建設部長でありますので、今佐屋駅の現状についてどのような認識であるのかということもあわせて教えてください。

**○産業建設部長（山田哲司君）**

まず対応策のほうですけれども、佐屋駅周辺整備におきましては、補助金の活用を含めどのような整備手法が市として望ましいのか、愛知県への相談、また事業視察研修、鉄道事業者との協議などにより方策を考えているところでございます。

それと、私ですけれども、佐屋駅前の安全対策、駅前整備の必要性は十分認識しております。駅周辺の用地課題や駅東側の改札の必要性、道路アンダーとして計画されている都市計画道路佐屋・多度線への接続方法など非常に困難な問題があり、現在対応策を検討しておるところでございます。以上です。

**○18番（河合克平君）**

市長、最後に鉄道駅をお願いします。

**○市長（日永貴章君）**

それでは、鉄道駅の件について、私から御答弁をさせていただきたいというふうに思います。まず駅舎のバリアフリーにつきましては、当然、鉄道事業者が主体となって協議をしていただきたいというふうに思っております。その中で、佐屋駅の件につきましては、河合議員を初めほかの議員さんからも幾度も質問をされておりますし、市としても当然、今後対応策を考えていかなければならないという認識をしております。しかしながら、今部長からもお話がございましたが、都市計画道路佐屋・多度線への現計画につきましては、かなり難しい、ほとんど今の計画は不可能だろうというふうに考えております。そうしたとき、計画の変更をする場合にまた新たな計画をつくり、また認可を得て進めていかなければならないということと、やはり地権者の方々の同意が、きょうも道路のいろいろ質問等もいただきましたが、どうしてもやはり用地買収があるとなかなか前に進まないということがございます。

そういった課題はありますけれども、市としては、まずは佐屋駅についてはしっかりと名鉄、そして地元、地権者、県、国と協議をして、一日でも早く安全が保たれるような駅にしていきたいというふうに思っております。そういうつもりで、市の担当部局におきましてもしっかりと協議をするように指示もしてありますし、今後対応策を検討していきたいと思いますが、何度も質問していただいておりますが、なかなかこれは時間がかかるということで今までもこの状況だったんだろうというふうに思っておりますので、そのあたりは御理解いただきたいというふうに思います。以上です。

**○議長（鷺野聰明君）**

18番議員の質問を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（鷺野聰明君）

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、散会したいと思います。これに御異議

ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決しました。

なお、5日は午前9時30分より開議し、一般質問を続行いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後4時01分 散会

